

2013 年度卒業論文

男女別公立高校の共学化議論に関する考察

北海道教育大学教育学部旭川校

教員養成課程 社会科教育専攻 社会学ゼミ

学生番号 0318

神保 秀太郎

目次

序章 はじめに 1

1章 戦前の共学化過程と特性教育に基づく男女別学

1-1 江戸時代の学習環境

- 1-1-1 藩校・郷学・寺子屋の展開 2
- 1-1-2 寺子屋に見られる男女別学 3

1-2 明治維新後の教育改革 3

1-3 近代教育制度の成立とその確立（1872～1914年）

- 1-3-1 学制の制定と近代教育制度の創始 5
- 1-3-2 義務教育制度の確立と整備 6

1-4 新教育運動と戦時下の教育（1917～1945年）

- 1-4-1 新教育運動による教育制度の充実 7
- 1-4-2 戦時下の教育 8

1-5 男女別学論 10

- 1-5-1 儒教思想と性別役割意識 10
- 1-5-2 性別役割意識の継承 10
- 1-5-3 男女特性教育論 11

1-6 男女共学論 12

- 1-6-1 野口援太郎の思想形成過程 12
- 1-6-2 野口援太郎の男女共学論の特徴 13
- 1-6-3 小泉郁子の思想形成過程 13
- 1-6-4 小泉の『男女共学論』を読み解く 14
 - 1-6-4-1 「男女共学」の定義 14
 - 1-6-4-2 共学沿革史と共学の効果 15
 - 1-6-4-3 共学基礎論 15
 - 1-6-4-4 「共学反対論」に対する反駁 15
 - 1-6-4-5 共学の目的と方法論 16
 - 1-6-4-6 小括 17

2章 戦後の共学化過程とジェンダー・フリー教育への取り組み

2-1 戦後教育の再建と男女共学化（1945～1969年）

- 2-1-1 戦後の教育改革と女子教育政策としての男女共学 18
- 2-1-2 新制高校の共学化と別学を残した東日本 19
- 2-1-3 男女共学の見直し議論 19

2-2 新たな共学化の波と男女観の変化 21

| | | |
|-------------------|-------------------------------|----|
| 2-2-1 | 女性の社会進出と撤廃条約への批准 | 22 |
| 2-2-2 | 少子化による男女別学公立高校、私立高校の共学化 | 23 |
| 2-3 | 東北・北関東地方における男女別学公立高校の共学化議論と現状 | 24 |
| 2-3-1 | 一律共学化を果たした県 | 24 |
| 2-3-2 | 男女別学を維持する県 | 26 |
| 2-3-3 | 制度上の共学化高校 | 27 |
| 2-4 | 男女平等教育への取り組みと批判 | 28 |
| 2-4-1 | 家庭科の男女共修化 | 28 |
| 2-4-2 | 隠れたカリキュラムによるジェンダーの再生産 | 29 |
| 2-4-3 | 男女混合名簿の使用 | 30 |
| 2-4-4 | ジェンダー・フリー教育へのバッシング | 30 |
| | | |
| 3章 | なぜ男女別学校が残るのか | |
| 3-1 | 受け継がれる「伝統」と「校風」 | 32 |
| 3-1-1 | 校訓にみる男女別学校の「校風」 | 32 |
| 3-1-2 | 伝統行事のもつ閉鎖性 | 34 |
| 3-1-2-1 | 男子高の伝統行事 | 34 |
| 3-1-2-2 | 女子高の伝統行事 | 35 |
| 3-2 | 男女別学の支持層 | 36 |
| 3-3 | 男女共学化はなぜ停滞するのか | 36 |
| 3-3-1 | 共学反対派の意見 | 36 |
| 3-3-2 | 共学賛成派の意見 | 37 |
| 3-3-3 | 共学反対派が内包する意識 | 38 |
| 3-3-4 | 論点はどこにあるのか | 39 |
| | | |
| 4章 | 総括 | 41 |
| | | |
| 終章 | おわりに | 43 |
| | | |
| 謝辞 | | 43 |
| | | |
| 参考文献・参照ページ | | 44 |

序章 はじめに

私は、高校 3 年間で男子校で過ごした。今、男子校・女子校で学生時代を過ごした経験がある人が、どれだけいるだろうか。多くの方が思い浮かべる「高校」は、男女が 1 つの教室で共に学び、かかわり合いながら成長していく共学校を想像する人が多いだろう。しかし、そんな共学校がメジャーとなったのは、つい最近のことである。それまでの学校は、「男女七歳にして席を同じうせず」という言葉に代表されるような、男女別学が当たり前の時代があった。これらの男女別学校の多くは私立高校として各地に残っている学校だが、さらに一部の地域では、公立学校の男女別学校が今でも残されている。私が通っていた学校は後者である。男女平等教育が求められるようになり、これら別学校の共学化議論はこれまでに何度も重ねられてきた。しかし、いまだに全国の中で埼玉、群馬、栃木県の県立高校に男女別学校が残されている。このことについて、先行研究では男女共学化の史的研究や各県ごとの県史に基づいた考察により、別学校の共学化が黙認されてきたことが明らかになっている。さらに、ジェンダー視点からの研究によって、多面的に別学がもたらすジェンダー観の変化や男女平等教育とのかかわりが考察されているが、いまだ議論は難航している。

そこで、本論文では、これまでの男女共学化の史的研究やその中でのジェンダー観の移り変わりをまとめた上で、東北・北関東地方に男女別学公立校が残された背景と、支持され続ける閉鎖的システムを明らかにしたい。そして、共学化議論の観点と男女別学校が維持され続けるシステムとの関連性を指摘し、共学化が停滞する理由を明らかにしたい。また、私は本論文においてあくまでも上記の趣旨を明らかにしたいため、共学化に賛成、反対という観点からは論じないことをここで断っておきたい。

第 1 章では、戦前の近代教育制度の発展と、日本特有のジェンダー観に基づく男女別学とジェンダー秩序の変容をまとめる。

第 2 章では、第 1 章に続けて、戦後の教育改革による共学化過程やジェンダー・フリー教育の展開について考察する。そして、全国の学校が共学化される一方、男女別学が残された東北・北関東地方がとった方針をそれぞれまとめたい。

第 3 章では、第 1、2 章の内容を踏まえた上で、現存する男女別学校にどのようなジェンダー観が受け継がれ、学校の支持層を形成しているのかについて考察する。さらに、そこから見えてくる男女別学校の閉鎖性や「エリート志向」と共学化議論との関連性を明らかにし、なぜ、男女別学校が存続し続けるのかについて考察する。

1章 戦前の共学化過程と特性教育に基づく男女別学

1-1 江戸時代の学習環境

1-1-1 藩校・郷学・寺子屋の展開

江戸時代に入り、「平和」が100年近く続いたことから、社会全体に文字文化が広がり始めた。特に、江戸時代前半には近畿地方を中心に、武士や上層農民・富裕町人などに文字文化が普及し、社会の文明化が進んだ。こうした文明化の基礎には、社会全体の教育への理解と関心の高まりがあったと考えられる。

このような文治主義の浸透とともに、各地の藩では「藩校」が設立された。江戸時代の学問は儒学を中心とし、藩士やその子弟、武士や領民は儒学者を師として学問を学んだ。ここでは、支配者である武家の者が、その地位を保持する上で必要とされる文武の教養をつむことが目的とされていた。その藩校において、模範ともいべき地位を占めていたのが昌平坂学問所である。これにならって藩校を整備した藩は多く、幕末になると藩校は各藩の藩士の教育機関としての役割を担うようになり、その教育内容はしだいに近代化の過程をたどった。

他方、幕府や藩は、江戸時代中期以降になると、庶民教育のために「郷学」も設立した。郷学は、もともと家臣の学問や武芸を向上させるために設立された。言い換えれば、藩校の分校のようなものである。しかし、1745年（享保の改革期）以降は庶民の教育へとその目的が広がった。その中で、民間の有志や町村（あるいは町村組合）が設立する郷学も増加していき、その形態は多様化した。このような藩校や郷学の多様な展開を支える基礎となっていたのが寺子屋である。その歴史は室町時代後期までさかのぼり、寺院教育を母体として発生した。寺子屋の名の由来はここから生まれた。明治政府(文部省)が1892年に編纂した『日本教育史資料』には、明治初期における全国約15,000の寺子屋と1,500の私塾が確認できる。ただし、このデータは現在の諸研究によって調査の不十分さが指摘されており、実際にはさらに多くの寺子屋が存在していたことが明らかになっている。寺子屋は庶民の子どもが読み・書きの初歩を学ぶ簡易的な学校であった。そのため、教育内容は庶民の日常生活に必要な初歩的な内容や実用的な知識を扱っていた。さらに、幕末になると読み・書き・そろばんの3教科を主に教えるようになる。

このように、士・農・工・商の身分制が確立していた江戸時代の教育は、武士と庶民の教育も大きく2つに区分されていたが、教育の近代化によって2つの教育がしだいに融合化されていったのである。

1-1-2 寺子屋に見られる男女別学

江戸時代の寺子屋の普及によって、現在の学校の基礎が築かれた。では、その学習は男女に差が見られるのだろうか。

これを紐解く手がかりとして、江戸時代に使われた教材に「往来物」がある。現代の教科書の役割を果たし、様々な手習^{てならひ}に対応するため、江戸時代中期頃から出版が盛んになった。その内容も様々であり、読者に合わせて編集され、その種類は数千種にのぼる。往来物の代表的なものには、『消息往来』（1843年刊行）、『庭訓往来講釈』（1845年刊行）、『商売往来』（1830～1844年刊行）などがある。そして、数ある往来物の中には女子用に編集されたものがある。例として、『女今川』、『女庭訓往来』などがある。これらは、もともと男子用として広く使用されていた往来物を女子用に編集したものである。女子用に掲載された往来物の内容には以下のようなものがあげられる。「女今川・女庭訓往来・百人一首・女大学・婚礼の次第・年中行事・出産に関すること」などである。これらの内容からわかるとおり、男子が学問や実用的な職に関する知識を学ぶのに比べ、女子は日常生活に必要な知識や、女性的教養が主な内容である。つまり、家庭内の女子、妻としての教養が重視されていたことがわかる。

男女の学ぶ内容の違いは、寺子屋の男女の就学率にも大きく影響していた。女子が教育を受ける目的が家庭内において必要な教養を身につけることに偏っていたため、女子の教育が家庭内で行なわれるケースが少なくなかった。しかし、江戸時代後期になるにつれ、地域によって差はあるものの、女子教育の必要性が高まったことから、女子の寺子の数が増加したと考えられている。特に江戸では女子の寺子数は男子の約9割と、極めて高い就学率だった。ほとんどの寺子屋で、男女は同じ部屋で手習を行ない、まれであるが、女子限定の寺子屋も設立された。現在、寺子屋で手習をしている絵が描かれている書籍や襖絵が数々残っている。それらには、同じ部屋に男子と女子とに分かれて学習している様子や男女が分かれて遊びをしていたことなどが読み取れる。

江戸時代の社会は、武家社会の主従関係が基礎となっていたが、これが庶民の家庭にも及んでいた。親子関係、夫婦関係も主従関係と同様に見られていた。そのため男子と女子の教育は区別して考えられていたのであろう。

一方、私塾は藩校や寺子屋とちがい、身分上の差別が少なく、武士も庶民もともに学ぶ教育機関であった。現在の私立学校の前身あるいは母体となっているものも多い。

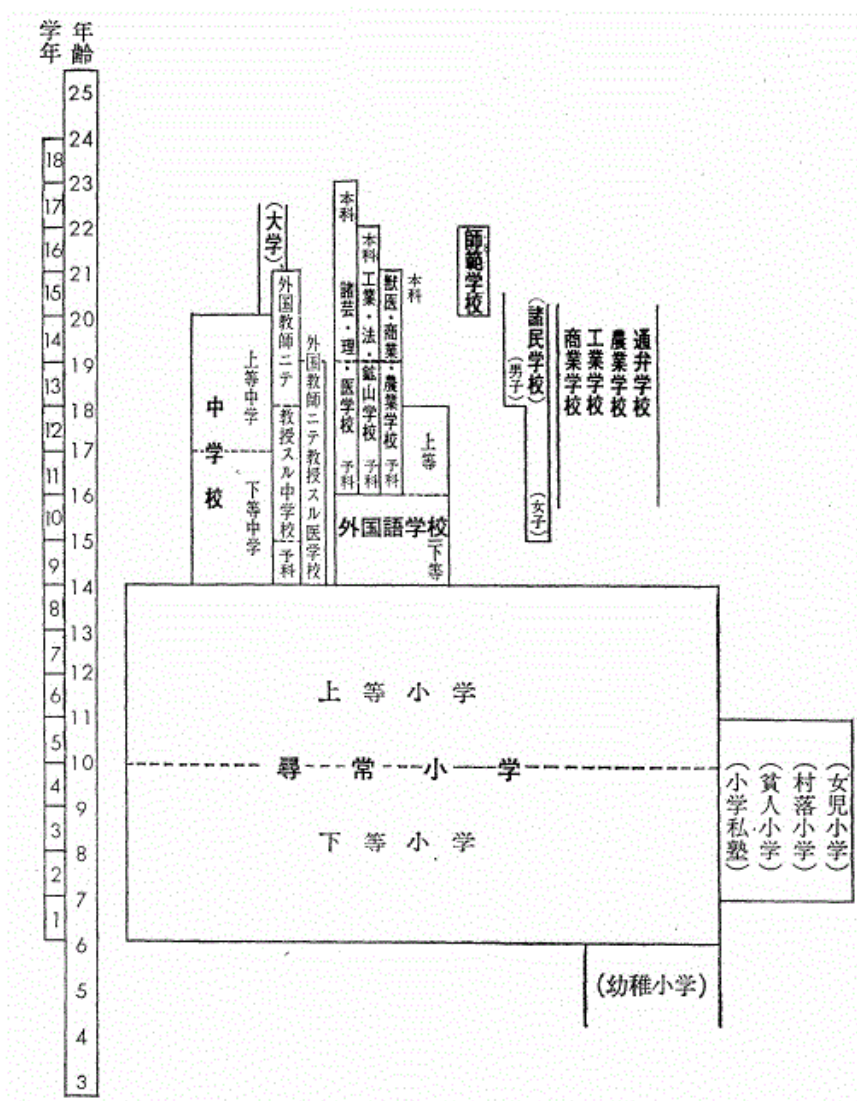
1-2 明治維新後の教育改革

明治初期から始まった教育改革では、各藩で学校制度および教育内容の近代化が進められた。それに伴い、文明開化の動きが全国に広がり、西洋文化を取り入れた学校の体制づくりが加速した。

明治維新以後、明治政府は「大学規則」、「中小学規則」（1870年）を定め、この影響は全国の府県や諸藩におよんだ。小・中学校の設置にあたっては、藩校や寺子屋の寺院が使わ

れ、大きな役割を果たした。そして、文部省は 1873 年に初めて官立の女学校(東京女学校)を開設した。これを模範とし、英学に重点をおくものや、「手芸」を教科としているものなど、多様な女学校が開設された。このほか、民間で開設された女学校も存在した。このような女子教育の開拓は、キリスト教の宣教師によって推進された部分が大きかった。しかし、江戸時代からの女性観は消えることはなく、女学校の発達は男子の学校に比べて大きく遅れをとることとなった。

図 1-1 学校統計図 (1873 年)



出所：文部科学省 HP

1-3 近代教育制度の成立とその確立(1872~1914年)

1-3-1 学制の制定と近代教育制度の創始

明治政府は、1872年9月に「学制」を發布した。学制の教育理念は、従来の日本の儒教思想に基づいた教育体制を否定し、西洋的な知識を重視した、近代学校の本質によるものであった。この規定により、学校は、小学・中学・大学の3段階となり、全国民に対して単一化された制度を開放することが目指された。その方針は、学制と共に発せられた太政官布告の中にも見て取れる。この布告文の中から引用すると、「高上の学に至てはその人の才能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事」しなければならないとしており、特に小学校の教育が国民に対して一様に課せられるべきものであることを明確にしている。また、小学校を卒業したものは、上級の学校に進学する機会を持つことも示している。この規定は、日本の近代教育制度の進展にとって欠かせないものであったと同時に、男女に平等に教育の場が開かれた重要な意義を持っている。

学制の規定では、8年制の尋常小学校を原則とし、それを上下2等に分割し、男女にかかわらずこの小学校は必ず卒業することとされていた。しかし、学制が掲げたこの目標は、民衆にかかる経済的負担の大きさから、すぐには実現しなかった。それでも、学制発布後の就学率は、1873年に男女平均28.1%だったのが、1877年には約40%にまで上昇している。1877年の就学率を男女別に見ると、男子56.0%に対して、女子22.5%で、女子は男子の4割ほどしか就学していない。学制の規定では小学校の女子教育には一定の配慮がみられるものの、中等教育以上については女子のための学校をどのように取り扱うかについて示していなかった。このことも1つの要因となり、地域によって大きな格差があるものの、地方では特に男女間の格差が大きかったのである。

1879年、明治政府は学制に代わり、「教育令」を公布した。しかし翌年にはこれを改正し、学校の設置、就学に関する規定を強化した。この「改正教育令」によって、「裁縫・家事」など、男女別学で行う教科が規定された。特に、女子の中等教育については、教科も教育の目的も男

表 1-1 学齡児童の就学率(1873~1879年)

| 年 | 男子(%) | 女子(%) | 平均(%) |
|------|-------|-------|-------|
| 1873 | 39.9 | 15.1 | 28.1 |
| 1874 | 46.2 | 17.2 | 32.3 |
| 1875 | 50.8 | 18.7 | 35.4 |
| 1876 | 54.2 | 21.0 | 38.3 |
| 1877 | 56.0 | 22.5 | 39.9 |
| 1878 | 57.6 | 23.5 | 41.3 |
| 1879 | 58.2 | 22.6 | 41.2 |

出所：文部科学省 HP

表 1-2 学齡児童の就学率(1880~1885年)

| 年 | 男子(%) | 女子(%) | 平均(%) |
|------|-------|-------|-------|
| 1880 | 58.7 | 21.9 | 41.1 |
| 1881 | 62.8 | 26.8 | 45.5 |
| 1882 | 67.0 | 33.0 | 50.7 |
| 1883 | 69.3 | 35.5 | 53.1 |
| 1884 | 69.3 | 35.3 | 52.9 |
| 1885 | 65.8 | 32.1 | 49.6 |

出所：文部科学省 HP

女で大きく差をつけた。また、教育費財源の国庫補助制度が廃止されたことから、家庭への負担が授業料の増加という形で大きくなった。これによって、学制発布以降増加を続けていた就学率は、伸び悩むこととなる。一方、女子の中等教育については、1883年に付属高等女学校が設立されたことから、ここが全国の女子中等教育の規範となった。

1-3-2 義務教育制度の確立と整備

1886年、「小学校令」が発布された。そこで初めて就学について、「義務」という言葉が使われた。その後、1889年に大日本帝国憲法が制定されると、翌年、「教育に関スル勅語」と「改正小学校令」(第二次小学校令)が公布された。「教育に関する勅語」は、「修身」に重点を置いた教育をうちだし、太平洋戦争終了まで学校文化の形成に強く影響した。

1891年に中学校令改正が行われると、高等女学校について規定がつけられた。これを機に、1893年の女子教育に関する訓令で、裁縫と母親になるための準備教育の必要性が規定された。そして、1899年の高等女学校令で、「賢母良妻たらしむの素養を為す」として、国家主義的な良妻賢母教育がうちだされた。このことは、女子の中等教育の機会を大きく広げるきっかけになった。しかし、その一方、女子の教育は家庭を支えるために必要なものであるという認識で、男子のそれとは大きく区別されたのである。その影響は、学制以降、女子教育を支えていたキリスト教系の女学校にもおよび、全体が良妻賢母教育に取り込まれていった。国家全体が戦争へ向かう中、教育も戦争を支える教育へと変化していったのである。

また、1900年の小学校令改正(第三次小学校令)によって、尋常小学校の就学義務が4年に統一され、義務教育が確立された。さらに、1907年には、小学校令の一部改正によって、義務教育が6年間に変更された。第三次小学校令によって、授業料は原則廃止され、就学率は大きな伸びをみせることとなる。その要因は、日清戦争後の近代産業の発達に伴う国民生活の向上によるものであり、また戦後国民教育に対する認識が深まったことと関連をもっている。また、これまで顕著にみられた男女間の就学率の差が改善され、1900年の就学率は、男子90.6%、女子71.7%にまで増加し、明治末期から大正初期ごろには、その差がほぼ見られなくなった。

表 1-3 学齡児童の就学率（1890～1917 年）

| 年 | 男子(%) | 女子(%) | 平均 | 年 | 男子(%) | 女子(%) | 平均 |
|------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|
| 1890 | 65.1 | 31.1 | 48.9 | 1904 | 97.2 | 91.5 | 94.4 |
| 1891 | 66.7 | 32.2 | 50.3 | 1905 | 97.7 | 93.3 | 95.6 |
| 1892 | 71.7 | 36.5 | 55.1 | 1906 | 98.2 | 94.8 | 96.6 |
| 1893 | 74.8 | 40.6 | 58.7 | 1907 | 98.5 | 96.1 | 97.4 |
| 1894 | 77.1 | 44.1 | 61.7 | 1908 | 98.7 | 96.9 | 97.8 |
| 1895 | 76.7 | 43.9 | 61.2 | 1909 | 98.9 | 97.3 | 98.1 |
| 1896 | 79 | 47.5 | 64.2 | 1910 | 98.8 | 97.4 | 98.1 |
| 1897 | 80.7 | 50.9 | 66.7 | 1911 | 98.8 | 97.5 | 98.2 |
| 1898 | 82.4 | 53.7 | 68.9 | 1912 | 98.8 | 97.6 | 98.2 |
| 1899 | 85.1 | 59 | 72.8 | 1913 | 98.7 | 97.5 | 98.2 |
| 1900 | 90.6 | 71.7 | 81.5 | 1914 | 98.8 | 97.7 | 98.3 |
| 1901 | 93.8 | 81.8 | 88.1 | 1915 | 98.9 | 98 | 98.5 |
| 1902 | 95.8 | 87 | 91.6 | 1916 | 99 | 98.2 | 98.6 |
| 1903 | 96.6 | 89.6 | 93.2 | 1917 | 99.1 | 98.4 | 98.7 |

出所：文部科学省 HP

1-4 新教育運動と戦時下の教育(1917～1945 年)

1-4-1 新教育運動による教育制度の充実

日本で大正期に巻き起こる大正デモクラシーの中、自治的公民の育成を目的とした教育方法の革新を目指す運動が過熱した。これが新教育運動である。世界が教育改革に乗り出す中、日本は 1917 年、臨時教育議会を設置し、教育制度の充実と教育方針の改革に着手した。

1919 年、臨時教育議会は、「小学校令」、「小学校令施行規則」、「中学校令」、「中学校令施行規則」を改正した。同会議では全般的に教育機関の充実と補強が主な方針となった。これに対して、教育運動の影響により、女子の純潔擁護や社会進出、高等教育の充実をはじめとする女性の権利の拡張を求める声があがっていた。女子学生連盟による女子教育振興運動が始まったのはこの時期である。ここに集結した女性たちの要求は、性別によって分けられた複線型の教育制度に対する共学要求であった。それと同時に良妻賢母主義に規制された中等教育にとどまる人々と、より自由な高等教育を受けられる人々という女子教育上の二重構造に対する挑戦でもあった。しかし、臨時教育議会は、女子教育の伝統的良妻賢母主義を再確認し、家庭生活に必要な知識の習得に力を入れるようにする、という提言にとどめた。この際、女子の高等教育についても、女子の虚栄心を助長し、婚期を遅らせ、民族の繁栄を阻害しかねないという観点から見送られた。

その後、産業革命の進展や資本主義の発展にともない、高度な技術革新を推進できる技

術者や指導者の育成が要求されるようになった。これを受けて、高等教育の需要が一気に高まりを見せることとなった。そして、女子の高等教育については、1920年に「高等女学校令」が改正され、高等女学校の学校数は1915年の223校から、1925年には794校にまで拡大した。このように、大正期は政府によるエリート育成の推進と新教育運動により、高等教育が画期的な進歩を遂げたのである。

1-4-2 戦時下の教育

1929年、経済恐慌の影響により、教育界でも学校経費にさまざまな削減政策が行われるようになる。1935年になると、大正末期に整備されていた実業補習学校と青年訓練所は、統一されて「青年学校」となった。この青年学校では、軍事教育と訓練が中心的に行われ、1939年には青年学校の男子義務化が決定された。このように、昭和初期からは、戦争の激化とともに、教育のファシズム的再構成が進められたのである。

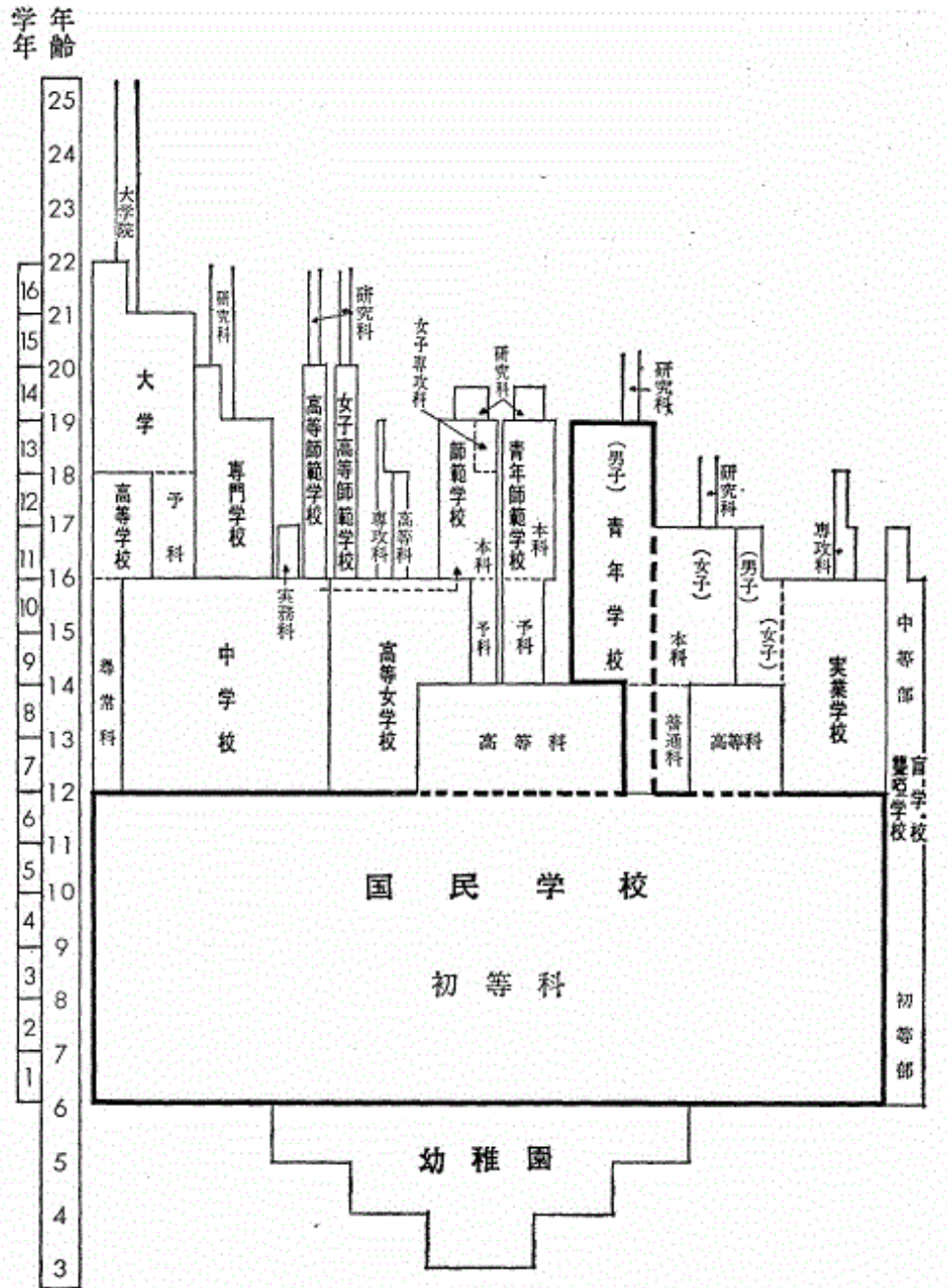
1937年に教育審議会が発足すると、近代総力戦を遂行するために、教育の拡大化・平等化をめざす改革構想がうちだされた。教育審議会の答申に基づいて、1941年に「国民学校令」が制定され、小学校は国民学校へと呼び名が変わった。国民学校では、従来の細分化された教科内容が、実際の生活から遊離したものとなっているという見解から、総力戦下における皇国民錬成のために導入された。教育内容の合理化が唱えられているようではあるが、実際は直接戦争に役立つ教育が重視され、宗教的儀式や少年団¹の組織が推奨された。

太平洋戦争以前の段階から、兵力の増員を背景に深刻な労働力不足がおこっていた。この状況を打破するため、1941年10月勅令により、大学・高等学校・専門学校などの修業年限が短縮されることが決定した。これ以降、3か月、6か月と短縮される期間が延ばされ、1943年の「学徒出陣」とともに、それぞれの学校で1年間の短縮が決定した。最終的には、1944年に国民学校初等科児童と理科系大学・専門学校学生をのぞく、原則すべての学生が労務者として戦時生産に関わるようになった。男子は義勇軍として戦地に送り出され、女子は農場の手入れ、応召軍人遺家族に対する農作業や家事の手伝い、軍用品の縫製などが主な仕事となった。

このように、戦時中の教育は、国家総動員の総力戦に対応するため、教育制度が大きく崩れざるを得なかった。そんな状況下でも、男女の役割は明確に区別され、イデオロギーは継承されていたのである。

¹ 国民学校を単位として、児童の校外での生活を管理する目的で結成されたもの。

図 1-2 学校系統図 (1944 年)



出所：文部科学省 HP

1-5 男女別学論

日本は戦前まで男女別学がスタンダードであり、それが当然の時代があった。しかし、今でも男女別学校は数が減少したとはいえ、その姿を保ち続けている。このような男女別学に対する評価はどこから生まれたものなのだろうか。ここでは、今につながる男女別学を支え続けてきた理論や男女観がどのようなものなのかについて考察する。

1-5-1 儒教思想と性別役割意識

日本において男女別学の形態がうまれた背景を探ると、江戸時代の寺子屋などで盛んにおこなわれていた儒教思想と社会の結びつきに行きつく。17世紀ごろから定着し始める長男子単独相続の原則と、封建権力によって家の永続性に価値をおく「家」観念が武家社会に浸透した。このことは、家の当主の家長としての地位が保障され、支配的権力を持つようになる。このような「家」観念は武家の女性を相続権者から遠ざけ、社会の公的な活動ではなく、その活動領域を家庭内に限定した。この男女の対等性は、儒教道徳における「男女内外別アリ」という観念とも結びついて、性別役割の形式をつくりだしたのである。また、18世紀半ばには、この「家」観念が上層農民にも広がりを見せる。この儒教道徳は、江戸時代から全国的に展開する寺子屋・私塾・藩校での教育にも取り入れられた。当然、このような状況下では男子に必要な教育、女子に必要な教育がまったく異なるので、それぞれ別々の教育を受けることとなったのである。教育内容が違えば、当然教室も分かれることとなる。精神教育として日本人の教育に強く影響を及ぼした儒教思想は、その後の明治政府による学校制度の確立においても性別役割意識として根付き、教育令にみられるような男女別学の初等教育制度をつくりだしたのである。それゆえ、共学化要求に関しても、男女分離を認めた上での複線型の教育体系を実現しようとするものに留まったのである。

1-5-2 性別役割意識の継承

第2次世界大戦前に男女別学が維持された背景には、武士風の規範意識の広がりや家父長制の家族制度、労使関係による性別、階級別に人々を差別する社会構造が影響していたと考えられる。そして、このような性別役割意識は日本の市民社会の発展と共に、男は「仕事」女は「家庭」というブルジョワ的な性別役割分業へと受け継がれていった。ここでいう性別分業とは、「『仕事』と『性別カテゴリー』を結びつける分業のシステム」（江原，2001:121）だけでなく、「何が『仕事』であるのか、それはどのような社会組織において担われるべきか、それはどのように支払われるべきか（あるいは支払われないべきか）」（同上:121）をも構成するパターンを指すものである。

日本の資本主義化がうみだした新興の諸階層、家族の形として性別役割分業が一般化したため、男女別学はさらに基盤を強化された。ただし、一方で職業婦人であった一部の女子学生による女子の高等教育実現の手段として共学が主張され、男女共学論者によっても男女平等を学校教育に求める動きもうまれた。これは戦後の男女共学制度の導入の大きな

後押しとなったが、当時の政府の考え方からは男女共学の推進というよりも、女子教育の推進という考え方が見え隠れする。実際に、旧教育基本法に規定されていた「男女共学」という条項は、条文の審議の段階では「女子教育」という条項だった。この条項が変更された背景には、日本政府と GHQ、さらには男女共学論者による議論や意見交換があったため、政府が打ち出した方針とは異なる条文が完成したのである。もともと日本では予定されていなかった男女共学と題するこの条文は、まず女子教育の機会均等や教育水準の男子並み化という、従来の日本政府の考えで解釈され、当時の社会構造の中に飲み込まれていた。男女別学校もまた、必要性のある地域において教育の機会均等化という面での役割を果たしていたのである。

このような社会構造は教育の場において、教育内容の差異や学校生活での役割分担、時には意図せざる形で教師から子どもに伝達される。つまり、男女共学化はあくまで制度上に過ぎず、学校は性別役割意識の中で動き続けることとなる。これは、隠れたカリキュラムによるジェンダーの再生産として、のちに詳しく扱うこととする。

1-5-3 男女特性教育論

ところで、日本はなぜ男女共学化に対して消極的な態度をとったのだろうか。男女別学が支持された背景には、先に述べたような儒教思想や性別役割意識が関係していた。それと同時に、男女共学には多くのメリットがあり、男女のあるべき姿として当然であると広く認識されるまでには、共学化に対して多くの問題点が指摘されていた。その中でも特に懸念されていた問題が、男女の風紀問題の発生と男女の特性の相違についてだった。男女に役割や性質上の相違を認める考え方は、教育刷新委員会の中では当然視されていたので、そもそもこの点に関して疑問が投げかけられることはなかった。その上で、この 2 つの問題に対しては、学校が共学制度を導入した場合、これまでの集団としてのまとまりや規範意識が崩れ、多くの教育上の困難が生まれるのではないかという危惧から盛んに議論された。

風紀問題に関して、教育刷新委員会の委員からは、次のような指摘がされている。「女を見ると直ぐ下に見るような社会なり家庭なりにある間は、何か男の子はふざげにかかるといようなことの弊がありそうな気がする」（日本近代教育史料研究会編，1995:210）。男性優位の思想が社会や家庭にある以上、女子が男子に優越の価値観を押し付けられるのではないかという心配が拭い切れなかったのである。

また、男女の特性に関しては、男女の性質のみならず役割も相違が自明視されていたことから、男女を一緒のクラスに入れて授業することが望ましいことなのか、という意見が教育刷新委員会の議論であがった（同上:209）。男女に明確な相違があるからこそ、別学にしていたのだから当然の疑問であろう。このような問題を抱える中で、結論として男女共学化は女子教育の振興が図られた上で、地域の事情に合わせて取り組むことがよいという、今までの男女特性観に基づく形となった。したがって、別学校の存在も容認される余地が

十分にあり、さらに、家庭科に代表されるような男女特性論に基づく教育内容の差異は認められて当然だったのである。たしかに、共学の根拠として男女特性論が用いられることはあったものの、男女共学が女子教育の問題である以上、特性教育は継承され続けたのである。

1-6 男女共学論

次章で触れる戦後の男女共学制度の導入において、男女共学論で述べられている共学のメリットは大きな役割を果たした。日本における男女共学論はアメリカを代表とする共学化が進んでいた国からの影響や社会情勢の変化を受け、1920年代の新教育運動から戦後の教育改革期にかけて大きな進展をみせる。しかし、それ以前の日本の教育に共学の考え方や実践例が全く存在しなかったわけではない。女子教育が始まり、まれではあるが男女共学を取り入れたものもあった江戸時代の寺子屋や、学制が規定した身分・性別を問わない教育の機会均等と男女共通の教育が打ち出されていることなどがあげられる。

このように、男女共学化は時代の進展とともに何度も打ち出されたものの、各段階の学校において共学校がスタンダードとなるまでには、長い時間がかかっている。その背景には、本章ですでに述べた日本風の性別役割意識に基づく特性教育への支持があったことは明白な事実である。そのうえで、戦後の共学化政策も、女子教育の機会均等や教育内容のレベルアップを目指すものとしてとらえられた。

では、日本において共学化政策が本格化した戦後の教育改革期に影響したと考えられる新しい男女観は、どのような男女共学論から形成され、論じられたのだろうか。この時期にもっとも早く男女共学を主張したのは与謝野晶子であった。彼女は1918年頃に教育のあらゆる段階で男女共学制が導入されるべきであると主張している。その前提として、性別役割分業を撤廃した男女協働という考え方が掲げられている。また、それは教育内容上の一切の性差別を否定するものであった。しかし、その後の野口援太郎や小泉郁子などの男女共学論者は、一定の男女の性差や特性を認めた上で共学化を論じる点で違いがみられるようになる。ここでは、男女共学論者として代表的である野口援太郎と小泉郁子の男女共学論を中心に、その考え方をまとめたと思う。

1-6-1 野口援太郎の思想形成過程

野口援太郎は1868年9月14日、福岡県鞍手郡（現北九州市）に生まれた。1880年4月に鞍手郡木屋瀬小学校を、さらに1884年7月に同郡公立中学校中等科2級を卒業し、教員補助員免許を受領した。この当時、新学制による学校整備が進められている時期であるが、まだ野口の地域では藩政時代の塾教育が盛んであった。このような環境で学んだ野口は、古い教育精神と新しい自由な教育方針や師弟愛の体験を通じて、新教育の理論の原体験を得たのであろう（橋本，1992:214）。

その後、野口は福岡県尋常師範学校、東京高等師範学校文学科を卒業し、1901年に兵庫

県第 2 師範（のちに姫路師範と改称）学校長に任命された。彼はここで、新教育の人格主義的形態である「自由教育」を展開した。しかし、その実践の行き詰まりを感じると野口は 1914 年から 1 年 2 ヶ月にわたる欧米への留学に出発する。ここで彼が影響を受けたのがモンテッソーリの自由教育法であり、そのことを通じて訓育、人格形成という教授即訓練の考え方を深めた。

その後、野口は帝国教育会専務主事への就任を果たすと、新教育制度改革運動に取り組み、女子教育振興問題もあつかうようになる。次第に野口は子どもの研究の姿勢や視点を国際新教育運動から吸収するようになり、教育方法上の自由を学んだ。その点は彼の男女共学論に反映されているところである。さらに、儒教的思想の上に成り立っていた彼の思想では、従来の性別役割分業の改革には着目しておらず、あくまで新教育の方法によって男女共学を実施しようという点に主眼を置いている。

1-6-2 野口援太郎の男女共学論の特徴

野口の男女共学論の特徴的な主張が読み取れるものが、1925 年 11 月の『教育の世紀』の「男女共学と新教育」という論文と、『高等小学校の研究』に所収されている「男女共学論」の 2 つである。もう 1 つ自筆原稿の『男女共学論』においては、野口が男女共学に関心を持った経緯が記されているが、今回は彼の主張に着目したいため、上記 2 つの論文から彼の男女共学論についてまとめたい。

まず、「男女共学と新教育」では、中等教育段階での共学化がもっとも重大な課題として取り上げられている。風紀問題や男女の発達の相違、成長後の業務の相違などを理由に中等学校における男女共学に反対する人が多いことから、野口はそれに対して自由な変化と適合性を持つ新教育と男女共学の関係性を示したうえで反論する。つまり、新教育は各個人の個性を尊重し、その意味で男女の相違にも留意した教育が行われるものであるため、同時に教えることで利益をうむことができる。さらに、学校教育では職業教育のみが行われるのではなく、むしろ中等教育では「人としてカルチャーとして学ぶものも多くある」（橋本，1992:213）と指摘している。したがって、共通科目を必修とし、それ以外の科目は選択制にすることで、男女の相互理解が進み、協調して健全な学校生活を実現できるのである。ここで注目したい特徴が、野口は選択科目として従来の家事裁縫の性格や中身を変えずに残していることである。つまり、立場としては教育課程の改変を行わず、学習方法のみを変えて性に応じることを示したのである。

1-6-3 小泉郁子の思想形成過程

日本の男女共学論者として、小泉郁子は 1931 年、我が国で最初に本格的に男女共学を提唱する、『男女共学論』を出版した人物として知られている。ここでは、小泉の男女共学論がいかなるものだったかを確認する前に、彼女の生い立ちをまとめたい。

小泉郁子は 1892 年 9 月 13 日、島根県の生まれである。彼女は、高等小学校時代になる

と、松江市の英国教会、サンディー・スクールに通うようになり、そこでキリスト教との出会いを果たした。このことによって、彼女は生涯を通して、キリスト教の人間観と世界観を持つこととなる。

1960年、松江高等女学校に入学し、続いて1911年、東京女子高等師範学校に入学した。在学中は平塚雷鳥等の講演会に参加し、強い影響を受けたようである。女子高等師範学校を首席で卒業した彼女は、県立長崎高等女学校に国語教諭として赴任し、1918年に明石女子師範に地理担当教諭として赴任した。そこで、及川平治を中心とする新教育運動の活動に影響を受け、婦人啓蒙運動に参加していた。

1922年、病から回復した彼女は教職を捨てて研究者となることを決意した。東京帝国大学の「聴講生制度」で学ぶため、東京女子師範学校研究科に籍を移した。「男女共学の研究」に着手し始めたのはこのころからである。同年の10月には「キリスト教の研究」の目的で渡米し、男女共学のもっとも古い歴史を持つといわれるオベリン（オーバリン）大学で、共学論のイメージを具体化させた。このように、アメリカの男女共学が当たり前の環境に身を置いたことが、男女共学の研究と思想を加速させたと考えられる。

『男女共学論』の出版は、帰国後の1931年、青山学院女子専門学校の女専部長に就任したころであった。この著書は、のちに英訳されGHQの司令部の幹部の手に渡っている。小泉自身にも、教育部の顧問になってほしいとの依頼があったこと、当時の教育基本法第5条の項目名が「女子教育」から「男女共学」へ変更されたことを踏まえると、この著書が日本の教育方向に少なからず影響を与えたのではないかと推測できる。

このように、小泉の男女共学論は、キリスト教に思想的根底を置き、戦後の日本の教育方向を示したものであった。そして小泉は、1964年6月24日にその生涯を閉じた。

1-6-4 小泉の『男女共学論』を読み解く

小泉は自身の共学論を『男女共学論』におさめている。これ以前では、本格的な男女共学に関する研究や文献はほとんどみられず、国内において先駆的なものであったといえる。ここでは、その『男女共学論』で述べられている小泉の考えの特徴についてまとめたい。『男女共学論』は、その構成を、「緒論」、「共学沿革史」、「共学基礎論」、「共学可否論」、「共学の目的及方法論」としている。

1-6-4-1 「男女共学」の定義

まず、「緒論」において小泉は、共学は「男女の絶対的人格の平等観の上に立つて」（小泉, 1931:12）おり、「教育上に於ける男女の機会均等を主張するものである」（同上:12）と述べている。さらに、機会均等とは、「単なる無差別器械的平等と同一義」（同上:12）ではなく、「個性に基く差別待遇こそが真の機会均等である」（同上:12）としている。つまり、男女共学は、男女を全く同一の待遇で教育上あつかうということではなく、「平等の中に差別を認め差別の中に平等を認めて、これに適応する教育的方策を講ずるものである」（同

上:12) と述べている。さらに、このような理想のもと、小泉は男女共学を「男女共学とは、被教育者たる男女を同一学舎に収容し、その個性及学科の特質に鑑みて男女の分合を按配し、以て被教育者の必要及社会の要求に最も適切なる教養を施す」(同上:14) の制と定義している。

1-6-4-2 共学沿革史と共学の効果

「共学沿革史」では、アメリカやヨーロッパにおける共学制度の導入の背景や由来を明らかにし、共学賛成論や共学反対論にも触れている。そのうえで、日本における共学論の難関点は中等教育にあり、その理由を、学齢期が反共学論者の主張である国風問題に支障のある生理的時期と重なっているためである、と述べている。反共学論者は、共学制そのものの消極的、否定的な社会現象のみを凝視してしまい、共学制の積極的、肯定的方面に認識が向かないことが問題である。これに対し、小泉は共学の効果はむしろ中等教育の時期において発揮されると反論する。そして、その意味を、「今日国民の大部分は初等教育及中等教育を以て学校教育を完成し、互に一国民として、一社会人として社会の中の中堅たるべき活動に参加するものであるが故に、理想の涵養人格の教養訓練は中等教育に俟つもの最も多しとしなければならぬ」(同上:38) と述べている。

1-6-4-3 共学基礎論

「共学基礎論」では、男女の差異について、思想的共通事項として男性優越女性劣弱の観があげられると述べている。しかし、本当に男性のほうが優れており、女性のほうが劣等であると言えるのだろうか。このことに対して、小泉は医学、心理学、社会学的考察を踏まえて、男女の差異について述べている。ここでは、男女の知能活動の差は、決して従来の想像のような相違が存在するのではなく、あくまで個性による個人的差異が影響していると強調している。科学的に示されたこの事実は、従来の憶測よりももっと小さな差異であり、この憶測によって教育政策が案出されていると、小泉は警鐘を鳴らしている。小泉の考える教育の理想は、このような矛盾を是正したうえで正しき男女観、結婚の理想、家庭生活の理想を男女共に同一基準で教育されなければならない、ということである。

1-6-4-4 「共学反対論」に対する反駁

次の「男女可否論」では、反対論に対する反駁を述べたうえで、理論的に共学がいかに推進されるべきかを論じている。具体的には道徳的訓練、知的教養、経済的、衛生の立場から男女の違いをとらえており、共学は男女が社会や家庭において常に共同生活を営んでいることから、学校においてその両者を分離するということは自然に逆らうことである、と主張する。ただし、男女別学が支持されてきた背景は、その社会に出るための準備を男女に分かれて効率よく行うためであった。これについては、「学校は今日、単なる社会への準備的楽屋でなく、それ自身社会生活の本舞台の一部を形成してあるもの」(同上:100) と

考えられるため、共学はそんなデモクラシーの原理、理想にかなうものである、と意見している。

このように、小泉は科学的根拠を述べたうえで、男女共学は別学論に比べて近代的・現代的であり、男女観・社会観においてもより真理に近いものであると証言している。さらに、男性・女性に偏った文化形成は人文進展とは呼べず、「男女同権、機会均等こそがあらゆる社会政策教育政策の本義」でなければならないとしている。

1-6-4-5 共学の目的と方法論

最後に、「共学の目的及方法論」において、小泉はこれまでの論証をもとに自身の共学論の提唱を行っている。まず、共学の理想として以下の3つの主要目的があげられる。1つ目は、「共学は被教育者をして各自の個性を最高度にせしむるを以て目的をなす」(同上:111)である。これまでの日本の教育体制は、被教育者を男女という2つの大きなカテゴリーに分割し、その中で男子は男子、女子は女子として全く異なった教育成果を産み出そうとしていたところに、個性無視・個性虐待からくる様々な矛盾や悲劇が起こってしまった。

これを改善するために、第1に着手すべきことは、「被教育者の個性の研究及個性の指導」(同上:113)である。それにより、教育は被教育者を一つの型に収めようとするものではなく、あらゆる問題を考慮したうえで、被教育者にとっての自己発見のプロセスとなるのである。このような共学制度にとって、学科課程を豊富にし、選択の自由を広げることは重要である。つまり、男女による学科選択の制限をなくし、個人の生活経験や自発活動に基づいた教育をめざすことで、被教育者の本能的能力、趣味、傾向等を発見する機会を提供することができるのである。

2つ目は、「共学は被教育者をして社会人としての能力を最高度に発展せしむるを以て目的となす」(同上:113)である。社会人としての能力を最高度に発展させることは、現代人の理想である。そして、この目的を達成するためには、共学化を中心とする学校の改造が必要である。特に、社会的立場にたつて、公民性を高めるために重要とされるのが「公民科」である。公民としての男女の立場は関連しており、環境も相通じている。よって、公民科においてその内容を男女に分けることは公民教育の目的から大きく外れることである。男子だけでなく、女子も男子と同質同様の公民科を学ぶべきである。

3つ目は、「共学は被教育者をして正しき男女観を把持せしめ男女協調の生活を体得せしむるを以て目的となす」(同上:113)である。小泉は、正しい男女観の養成方法を、「共働生活、あらゆる娯楽、及学習の機会を通して相互の理解を増す事」だと述べている。つまり、男女が共同で生活すること、直接かかわることが重要なのである。これを学校で実施する際の方法は、個人的に、あるいはクラス全体で特殊の学科、特殊の場合を通して積極的に男女の問題、両性関係の理想について研究を行うことである。生物学的立場や文化的立場から、男女の性能および、関係が真面目に教養ある態度をもって研究されるのである。そして、これを進めるうえで、その効果がいかに引き出されるかは教師の能力や手腕に懸か

っている。

1-6-4-6 小括

以上のように、小泉は共学制度の必要性と利益について本書で力説した。小泉の共学論の中でも特に注目したいのが、小泉は、あくまで男女には性差があることを認め、共学制度を実施すべきであると主張していることである。したがって、ただ教育内容のすべてを男女同一にすることは、小泉の主張と外れてしまう。男女共学は、男女平等の中に差別を認め、差別の中に平等を認め、効果的な教育方法をとるべきであると述べたのである。そして、こうした男女観をいかに形成するかは共学化された学校教育の中で議論されていくものである。このように、小泉が論じた共学化の視点は、現在のあるべき学校の姿や生活の姿勢として通じるものではないだろうか。

2章 戦後の共学化過程とジェンダー・フリー教育への取り組み

2-1 戦後教育の再建と男女共学化(1945~1969年)

2-1-1 戦後の教育改革と女子教育政策としての男女共学

1945年8月15日の終戦を機に、日本の教育改革は進駐してきた連合軍司令部(GHQ)によって進められた。まずは、戦前の日本教育の歪みを是正し、軍国主義・超国家主義的思想を排除して、自由主義・民主主義的思想の復活と普及が目的となった。GHQで教育の分野を担当していたのが、民間情報教育局(CIE)である。彼らの指導のもと、日本政府は教育刷新委員会を中心に教育改革の準備を進めた。

1945年12月に「女子教育刷新要綱」が出された。これは戦後の女子教育政策のはじまりを告げるものである。その内容は、大学教育の共学化や高等教育を中心に女子の教育内容を男子と同程度まで引き上げることであった。男子の教育の在り方を一つの基準として、そこに女子教育を近づけていくことが目指されていたため、改革の主眼は教育機会や教育の平準化であった。しかし、この要綱の認識について考えてみると、今までの「女子教育」を問題として捉えているにすぎず、「男女共学」が必ずしもめざされていたわけではないと考えられる。

このころ、男女共学を強く推し進めてようとしていたのは、文部省ではなく、GHQだった。そのため、この時期の共学化政策には積極性に欠ける部分がある。このGHQの意見に押し切られる形で、1947年に公布された「教育基本法」には、男女共学について規定されることとなった。それでも、男女共学は女子にとっての教育機会に関する問題としか認識されていなかった。そもそも、男女共学と言うからには、その問題は男女それぞれの教育に向けられるのが本来なのだが、当初は女子教育問題としてしかとらえられていなかったのである。しかし、当時の教育刷新委員会のメンバーの考え方は、性別役割や性規範が存在することを認めたとはいえず、柔軟に男女の教育を考えようとするものだった。明治以来、ジェンダー化されてきた教育であるが、ここにきて男女共学を規定するも、その考えは女子教育については特殊な配慮が払われなければならないという見解へ受け継がれていったのである。

以上のような認識の中で、教育基本法と同年に「学校教育法」も成立し、義務教育の9年制と6・3・3・4制が導入された。これにともない、1947年の「新学校制度の実施について」では、男女共学に対する文部省の方針が記された。その方針は、官公立の中学校は男女共学が原則であること、私立中学校は学校の判断にゆだねられること、高校で男女共学を実施するかどうかは、教育の機会均等の原則に基づきながら、各学校がおかれた社会的事情を考慮しつつ判断されるべきであり、必ずしも共学でなくてもよいこと、の3点を主なものとしている。ここから言えることは、義務教育の男女共学を強く推進する一方、新制高等学校は別学でも構わないことが強調されているということである。これは、別学

になじんでいた人々の意識を大きく変えることが、この段階では困難であると判断されたためであろう。

2-1-2 新制高校の共学化と別学を残した東日本

新制高校の共学化は、必ずしも共学にしなくてもよいという強制力の弱さから、アメリカ占領軍の裁量によってその進捗が大きく分かれることとなった。その裁量の中心となったのが、当時京都にあったアメリカ第8軍第1軍団軍政部と仙台にあった第9軍団軍政部である。2つの軍政部がとった共学化実施に関する対応の違いが、西日本と東日本の新制高校の別学校の数に大きな差をもたらしたのである。

占領命令の実行の拠点となった京都と仙台の軍政部には、その指揮下にいくつかの地区が置かれた。京都第1軍団のもとには、第4地区（東海・北陸地方）、第5地区（近畿地方）、第8地区（九州地区）が置かれた。一方、仙台第9軍団のもとには、第1地区（北海道）、第2地区（東北地方）、第3地区（関東地方）が置かれていた。1949年の文部省の全国調査によると、形式的な男女共学も含めて100%に達した県は、千葉・富山・石川・愛知・三重・滋賀・奈良・鳥取・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・宮崎の14県である。これに加えて、90%に達した県は、岩手・茨城・京都・和歌山・熊本の5県である。これに対し、30%以下は北海道・宮城・秋田・山形・埼玉・山梨の1道5県であった。このように、軍政部の対応の違いによって、共学化の初期段階で実施状況に大きな差がみられる。

その4年後の1953年には全国の新制高校の約7割が男女共学制に移行した。各都道府県における高校の共学化は、それぞれアメリカ占領下のもと、軍団軍政部の方針にしたがって行われたが、必ずしもすべての県がそれと同じ方針を採ったわけではなかった。同じ軍政部の勢力下にあった東北地方でも、教育改革に柔軟な対応が取られた仙台と、反対運動を押し切り、強い方針を示した秋田とは全く異なる進捗になった。このように、地域によっては住民の意識、同窓会、学校関係者の意識、そして各県の行政担当局の意識から共学化が困難と認められる場合があった。特にこのような別学維持を求める意識が強く、封建的社会意識が残っていると軍政部に判断された東北・北関東地方では、多くの新制高校が別学を維持することとなったのである。

2-1-3 男女共学の見直し議論

1951年、日本はサンフランシスコ平和条約の締結により、独立を国際的に認められる。これを契機に、占領下で行われた教育改革を見直す動きが表面化してくる。男女共学化政策もその対象となり、確かに全国的に共学制の高校の数は増えているものの、それに逆行する流れもあらわれ始めたのである。議論のきっかけとなったのが、1956年の清瀬一郎文相の発言である。その主張を簡単にまとめると、清瀬文相は、男女共学は弊害があり国情に合わないという点と、男女の人間像の違いがあるという点、さらに明言はしなかったものの風紀上の問題などもあることから、男女共学を考慮するべきであるという主張であっ

た²。

では、このことを踏まえ実際の高校数の変化を見てみる。表 2-1 は国立・公立・私立の高等学校に関する統計である。これによると、1950 年代前半は男子校、女子校の数がともに減少し、共学校が増加している。次に注目したいのが、1954 年～1960 年代半ばまで、共学校の割合がほとんど変化していないことである。また、1954 年～1957 年にかけて、男子校の減少、女子校の増加がみられる。それ以降は、1960 年代後半まで男子校が減少する反面、女子校には変化がみられなくなる。このような数値上の変化からは、男女別学の再燃と言えるような顕著な状況はみてとれない。さらに、このころ行われた文部省の調査によると、風紀上の問題と共学は無関係であると回答した県が大多数であった³。これは、清瀬文相が指摘した風紀問題はもはや障害ではなくなっていたことを示している。

表 2-1 男女別高校数の推移（1950～1969 年）

| 年 | 男女ともにいる学校 | | | | 男子みの学校 | | | | 女子みの学校 | | | | 生徒がいない学校 | 計 |
|------|-----------|-------|-----|----------------|--------|-----|-----|--------------|--------|-----|-----|--------------|------------|-------|
| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | | |
| 1950 | | | | 1,838 63.3% | | | | 499 17.2% | | | | 566 19.5% | 0 0.0% | 2,903 |
| 1954 | 11 | 2,051 | 221 | 2,283 70.1% | 9 | 189 | 258 | 456 14.0% | 1 | 106 | 406 | 513 15.8% | 4 0.1% | 3,256 |
| 1955 | 11 | 2,071 | 232 | 2,314 70.2% | 9 | 195 | 202 | 406 12.3% | 1 | 114 | 459 | 574 17.4% | 0 0.0% | 3,294 |
| 1957 | 12 | 2,110 | 242 | 2,364 70.0% | 10 | 187 | 203 | 400 11.8% | 1 | 129 | 470 | 600 17.8% | 12 0.4% | 3,376 |
| 1959 | 12 | 2,157 | 267 | 2,436 69.4% | 10 | 191 | 214 | 415 11.8% | 1 | 144 | 498 | 643 18.3% | 15 0.4% | 3,509 |
| 1961 | 12 | 2,211 | 280 | 2,503 69.3% | 11 | 180 | 250 | 441 12.2% | 1 | 144 | 506 | 651 18.0% | 15 0.4% | 3,610 |
| 1963 | 13 | 2,411 | 341 | 2,765 70.1% | 10 | 212 | 250 | 472 12.0% | 1 | 165 | 533 | 699 17.7% | 7 0.2% | 3,943 |
| 1965 | 14 | 2,494 | 395 | 2,903 71.1% | 9 | 198 | 241 | 448 11.0% | 1 | 179 | 541 | 721 17.7% | 10 0.2% | 4,082 |
| 1967 | 15 | 2,546 | 419 | 2,980 71.8% | 8 | 183 | 238 | 429 10.3% | 1 | 190 | 545 | 736 17.7% | 7 0.2% | 4,152 |
| 1969 | 15 | 2,604 | 427 | 3,047 72.3% | 8 | 174 | 241 | 423 10.0% | 1 | 194 | 541 | 736 17.5% | 11 0.3% | 4,217 |

注) 男子校あるいは女子校という分類ではなく、現実に在学している生徒の状況により分類して集計した。

文部科学省 HP 『日本の教育統計(昭和 23—40 年)』、『学校基本調査報告書』各年度版より作成

² 1956.7.29 『週刊朝日』による。

³ 文部省初中局中等教育課調 「中等教育における諸制度の調査報告」1952 年による。

しかし、共学化した高校の内部では、男女の比率のアンバランス化が進行し、進路や学力差による男女別クラスの導入やその検討が行われていたのである。これは、高校教育の多様化が推し進められる中で、特性教育の追求に力が入れたため、男女共学との両立が難しくなったからであると考えられる。また、旧男子校・女子校においても、それぞれが制度上共学化したものの、1950年代半ば以降はそれぞれもとの男子校・女子校化していく高校が存在した。女子の教育が保障される一方で、性別による多様な進路に対応することが求められたのである。つまり、高校の共学化の大きな障害となったものは、新制高校設立後の通学区域の拡大によってもたらされた生徒数の増加と特性教育の追求との矛盾や、多様な進路に伴う教育課程の問題なのである。これは、男子と同様に大学などへの進学を希望する少数の女子を「足手まとい」とする、「女子ブレイキ論」の登場にもつながっている⁴。そして、進学希望の女子とその他大多数の女子との共学教育の差が顕著となり、「女子の分化」といえる状況がうみだされた。つまり、実際問題として、社会が期待する男女の役割が異なるため、進学を希望する男子と就職をめざす女子、同じ進学を目指す中でも四年制大学への進学を希望する男子と短期大学を志望する女子、といったような分離が生じたのである。

このように、アメリカ軍占領下で行われた共学化政策はそのまま受け継がれたわけではなく、むしろ社会問題化した。そして1950年代以降は、戦前の女子教育と男子教育を原理的・制度的に2つに並存させる考え方から、男子教育を基準として、女子に対する教育も意味づけていく構造へと変化したのである。

2-2 新たな共学化の波と男女観の変化

次に、高校の大衆化と自由化が進む1970年代から、1985年の「女子差別撤廃条約」の批准を経て、現在に至る過程をみていく。1970年代から1985年頃までは女性の社会進出と、それともなう高等学校の編成が行われた。そして、1990年頃から近年は、少子化ともなう生徒数の減少と男女平等教育の推進によって、男女別学校の共学化議論が再燃する。

⁴ 1965.6.23 「ゆらぐ高校の男女共学」『朝日新聞』（夕刊）による。

表 2-2 男女別高校数の推移（1970～2013 年）

| 年 | 男女ともにいる学校 | | | | 男のみの学校 | | | | 女のみの学校 | | | | 生徒がいない学校 | 計 |
|------|-----------|-------|-----|----------------|--------|-----|-----|-------------|--------|-----|-----|--------------|------------|-------|
| | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 | | |
| 1970 | 15 | 2,632 | 420 | 3,067 72.4% | 8 | 166 | 244 | 418 9.9% | 1 | 193 | 542 | 736 17.4% | 12 0.3% | 4,233 |
| 1975 | 15 | 3,309 | 419 | 3,743 75.7% | 1 | 179 | 255 | 435 8.8% | 1 | 213 | 531 | 745 15.0% | 23 0.5% | 4,946 |
| 1980 | 15 | 3,597 | 425 | 4,037 77.5% | 1 | 156 | 268 | 425 8.2% | 1 | 198 | 525 | 724 13.9% | 22 0.4% | 5,208 |
| 1985 | 15 | 3,821 | 472 | 4,308 79.0% | 1 | 133 | 274 | 408 7.5% | 1 | 193 | 520 | 714 13.1% | 23 0.4% | 5,453 |
| 1990 | 15 | 3,916 | 536 | 4,467 81.1% | 1 | 84 | 255 | 340 6.2% | 1 | 177 | 502 | 680 12.4% | 19 0.3% | 5,506 |
| 1995 | 15 | 3,967 | 607 | 4,589 83.4% | 1 | 51 | 216 | 268 4.9% | 1 | 146 | 480 | 627 11.4% | 17 0.3% | 5,501 |
| 2000 | 13 | 3,989 | 725 | 4,727 86.3% | 1 | 40 | 177 | 218 4.0% | 1 | 116 | 410 | 527 9.6% | 6 0.1% | 5,478 |
| 2005 | 13 | 3,982 | 840 | 4,835 89.3% | 1 | 27 | 136 | 164 3.0% | 1 | 73 | 334 | 408 7.5% | 11 0.2% | 5,418 |
| 2010 | 13 | 3,718 | 901 | 4,632 90.5% | 1 | 17 | 117 | 135 2.7% | 1 | 45 | 297 | 343 6.7% | 6 0.1% | 5,116 |
| 2013 | 13 | 3,592 | 918 | 4,523 90.8% | 1 | 15 | 109 | 125 2.5% | 1 | 39 | 284 | 324 6.5% | 9 0.2% | 4,981 |

注) 男子校あるいは女子校という分類ではなく、現実に在学している生徒の状況により分類して集計した。

文部科学省『学校基本調査』各年度版より筆者作成

2-2-1 女性の社会進出と撤廃条約への批准

1960年代末から1970年代にかけて、全国的にいわゆる高校生の自由化要求と言われる運動が起こった。具体的には、服装の自由や規則の改正など、高校生の意識の変化と人々の生活や意識の変化をもたらしたものであった。その中で高度経済成長期におこった能力主義、効率主義が支持され続ける一方、全国的に男女共学高校の必要性が高まり、その数が増加したのである。表 2-2 を見ると、1970年代から、共学校の数が増加し、比率でも1990年には約81%にまで伸びている。また、「男子のみの学校」に注目すると、公立の男子校は1975年から減少傾向にあり、1990年には84校にまで減っている。

その背景として、女性のライフスタイルの変化、高校の大衆化が進んだことがあげられる。女性の社会進出が進み、高等教育の必要性が男女共に高まったのである。そして、人々の男女に対する意識の変化の訪れとともに、性別役割意識の変革を進める家庭科の男女共修化運動や男女別高校の共学化が推進されたのである。

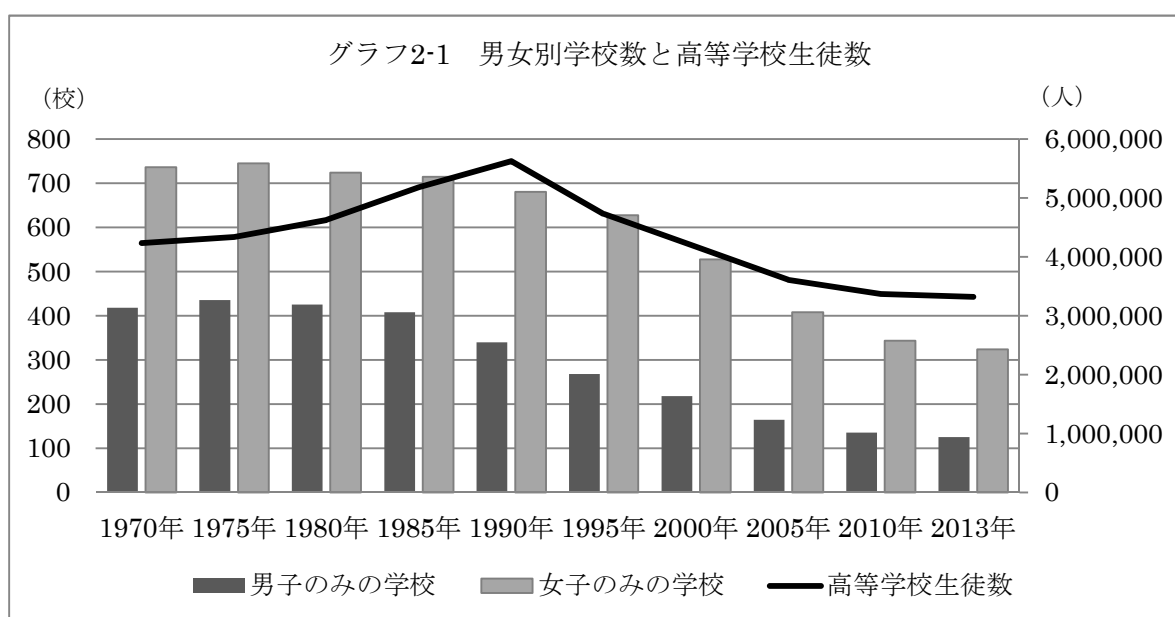
国際連合が「女子差別撤廃条約」を採択すると、1985年に日本もこれに批准した。これに伴い、翌年には「男女雇用機会均等法」が施行され、1999年になると「男女共同参画社会基本法」が施行され、日本の中で男女平等を実現させようとする動きが活発化した。法

整備が続く中で、その波は男女別学校にも影響を及ぼしたのである。男女共同参画社会に向けた男女共学化や共修化は、教育界にとって急務であったことから、1994年に家庭科の男女共修化が完全に施行される。従来の性別役割意識を取り払おうとするこの改革は、男女平等教育の象徴とされた。

2-2-2 少子化による男女別学公立高校、私立高校の共学化

全国的な男女平等教育の推進と、少子化に伴う生徒数の減少を背景に、1990年代から男女別学の高等学校の男女共学化が議論され、実行に移されるようになる。特に、戦後の教育改革で新制高校の共学化が進められていなかった東北・北関東地方では、公立の男子校・女子校が数多く残っており、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めるうえで、避けては通れない問題とされた。代表的な例では、宮城県のいわゆる「ナンバーズクール」があげられる。一律共学化に対する議論は各県で揺れ動き、同窓会のOB・OGや地域の人々、保護者を中心に強い反対運動が起こった県が少なくなかった。結果的に多くの県で議論が難航し、現在でも比較的多くの男子高・女子高が存続する形となった。

さらに、グラフ2-1のように、近年の高等学校生徒数を男女別学校数と合わせてみると、1990年から現在に至るまで、生徒数の減少に合わせるように、男女別学校の数も減少していることがわかる。一方、私立の共学校は数が増加していることから、少子化にともなう生徒数の減少によって、経営が困難となった私立別学校は共学化せざるを得なかったことが予想できる。少子化による生徒数の減少は、たしかに公立高校にも影響しているが、私立高校の経営に最も影響を及ぼした。そして、男女別の私立高校の多くはこの時期に共学化や統廃合を行ったのである。



文部科学省『学校基本調査』各年度版より筆者作成

表 2-3 男女別学校数と高等学校生徒数

| | 1970年 | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 男子のみの学校(校) | 418 | 435 | 425 | 408 | 340 |
| 女子のみの学校(校) | 736 | 745 | 724 | 714 | 680 |
| 高等学校生徒数(人) | 4,231,542 | 4,333,079 | 4,621,930 | 5,177,681 | 5,623,336 |

| | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2013年 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 男子のみの学校(校) | 268 | 218 | 164 | 135 | 125 |
| 女子のみの学校(校) | 627 | 527 | 408 | 343 | 324 |
| 高等学校生徒数(人) | 4,724,945 | 4,165,434 | 3,605,242 | 3,368,693 | 3,319,640 |

文部科学省『学校基本調査』各年度版より筆者作成

また、1990年代後半は、男女平等や性教育をターゲットとした、男女平等教育に対するバッシングも強くなった。その際、キーワードとなったのは「性差教育」であり、男女別学も1つの効果的な教育方法として評価する見方があらわれたのである。さらに、2006年には、教育基本法の改正により第5条の男女共学に関する規定が削除された。これは、この規定における共学化の理念はおおむねその役割を終えたと判断されたという理由からであった。このように、男女平等教育の推進の足並みがそろわない中、現存する別学校をどうするかという議論は、その多くが暗礁に乗り上げ、特に公立高校では公教育の在り方も踏まえた複雑な問題となっている。次節では東北・北関東地方の男女別学公立高校の共学化議論と現状について詳しくみていく。

2-3 東北・北関東地方における男女別学公立高校の共学化議論と現状

全国的に共学の高等学校が一般的な体制となる中で、男女別学の公立高校を比較的多く残していたのが東北・北関東地方であった。この地方が戦後の占領軍の軍政部による教育改革の中で、共学化に対して寛容な対応が取られたことは、すでに確認した。さらに、県によっては軍政部による共学化の方針が強く、早くに共学化を果たしている。1990年代になると、これまで残された男女別学校の共学化が提案されるようになる。その議論の中で、多くの男女別学高校が残っていた県はどのような判断を下し、現在に至るのだろうか。ここでは、近年の県立高校の一律共学化議論とその後の変化を、「一律共学化を果たした県」、「男女別学を維持している県」、「制度上共学の男女別学校を置いている県」の3つのパターンに分類し、男女別学校の現状をまとめたい。

2-3-1 一律共学化を果たした県

近年、県立高校の一律共学化を果たした県に、福島県や宮城県などがあげられる。1994年に県立高校の共学化政策へ乗り出した福島県は、宮城県に先行する形となった。

福島県は、1991年から県学校教育審議会に諮問し、共学化に関する議論を重ね、すべての県立高校を共学化する方針のもと高等学校の再編成を行った。1997年には、「県立高校学

校改革計画第1次まとめ」を策定し、2003年をめどとすることを決定した。翌年に2校、1999～2003年にかけては12校が共学化し、それ以前の1994年から共学化した高校を合わせると、男子校8校、女子校12校、計20校の男女別学校が共学化した。その過程では、安積・盤城・盤城女子高校の各校同窓会関係者が県議会に男女別高校を残すよう請願書を提出するなど、議会と同窓会との対立が起こった。しかし、男女平等参画社会を築いていくうえで、男女が共に学ぶことは大きな意味を持つとして、共学化は実行された。このような福島県の事例は、同様に共学化議論に揺れていた埼玉県や宮城県の先行例としての役割も果たした。

一方、宮城県の県立高校の共学化議論は、1999年から本格化した。当時の県内の中高生や県民に対して行われたアンケートによると、全体の約6、7割が共学化に「賛成」であった。2001年に策定された県立高校将来構想に共学化の方針が明記されると、2010年度にすべての県立高校が共学化した。その過程は表2-4の通りである。宮城県では共学化にともない、表にあるように統合、単独、中高一貫校への再編という3つのやり方をとった。ほとんどの高校が伝統校、名門校であり、特にその代表である「ナンバーズクール」は単独での共学化を行っている。

表 2-4 男女共学化の実施状況

| 区分 | 統合共学化 | 単独校の共学化 | 中高一貫校への再編に伴う共学化 |
|--------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 2005年度 | ■角田・□角田女子 ■築館・□築館女子 ■気仙沼・□鼎が浦 | ■古川 | □古川女子 |
| 2006年度 | | ■石巻 □石巻女子 ■石巻商業 | |
| 2007年度 | | ■仙台第二 | |
| 2008年度 | | □第一女子 | |
| 2009年度 | | ■仙台第三 | |
| 2010年度 | ■白石・□白石女子 ■塩釜・□塩釜女子 | ■仙台第一 □第三女子 | □第二女子 |

※凡例…■旧男子校、□旧女子校

出所：宮城県教育庁 HP

ここでも、共学化にあたっては、同窓会や地域の人々を中心に反対運動が起こった。特に、2005年に新宮城県知事の村井嘉浩氏が一律共学化の見直しを示唆したことを背景に、仙台二高同窓会によるデモや別学を求める署名10万人分が知事へ提出されるなど、共学化の見直しが議論された。結果的には、県議会が共学化推進の態度を示したため、知事も「教委の判断に従う」と方針を転換させた。しかし、その後の反対運動も根強く、2008年に仙台二校の生徒は「一律共学化断固反対委員会」を設立し、別学を求める民意があることを

訴えた。さらに、NPO 法人宮城教育ネットが同年 9 月に実施したアンケートによると、「共学や別を選択する自由があった方がよい」という回答が 76.1%あったことがわかった。同年に再度行われた県内意識調査では、10 年前に保護者の 60～70%が共学化に賛成だったのに対し、約 35%まで落ち込んだ。このように、共学化が決定した当時から比べると、反対派の声が大きくなっていることがわかる。

その一方で、ほとんどの高校で共学化への取り組みが着手されると、見直し議論が再燃されることに対して不満の声もあがるようになる。2010 年から中高一貫校として共学化する宮城二女高からは、共学化を着実に進めるよう求める請願書が教育長に提出された。

共学化への賛成、反対派の意見が交わされる中、県議会の定例会で議論された結果「現時点での見直しが教育界や地域にもたらす影響の大きさを考慮し、予定通り実施することにした」との結論に至った⁵。そして、強い反対運動を押し切る形で、2010 年度にすべての県立高校が共学化された。

2-3-2 男女別学を維持する県

現在、公立の男子高、女子高が残されているのが、埼玉・群馬・栃木県の 3 県である。宮城・福島県などが共学化を進める中、これら 3 県でも共学化が議論されることとなる。

群馬県では 1995 年に県内の中高生、保護者、教員を対象に共学化に関するアンケートが群馬県教委によって行われた。これによると、中高生の 7 割、保護者・教員らの 8 割が男女共学に対して肯定的な回答を寄せた。さらに詳しく見ると、保護者・教員からの回答項目では、「実情を見ながらできるだけ多くを共学化」が最も多く 56.8%、「すべてを共学化」が 26.9%で、全体で賛成は 83.7%、「反対」が 8.1%だった。

その内訳をみると、「すべてを共学化」では保護者の 18.8%に対して教員は 36.2%、「できるだけ共学化」は保護者が 62.2%、教員が 51.1%となっている。これらの結果からは、特に保護者の中に全面的な共学化に対するとまどいがうかがえる。

その後、県内では「公立高校男女共学を実現する会」などによる活動が行われ、2000 年には、県学校教育改革推進計画策定委員会が開かれた。男女共学化をテーマとする専門部会では「2011 年度までにすべての別学校を共学にする」と結論づけた。これを踏まえ、2002 年に、高校の統合・再編計画を打ち出し、その中に「学校関係者や地域の理解を得ながら男女共学化を推進する」と共学化の方針を定めた。

さらに、2005 年から定員割れが続く高校を中心に統廃合による共学化が行われた。しかし、同年に田沼高校と田沼女子を廃止し、新設校に統合する計画が明らかになると、反対運動が巻き起こった。2006 年、両校の同窓会は約 2 万人の署名を集め、これを知事に提出し両校の存続を要請した。これを受けて 2008 年の県議会で、統合は見送られることが決定した。もともと少子化に伴う統合計画と合わせて、共学化を進めることが県教委のねらいであったが、このことをきっかけに、一律の共学化は難しいという見方が強くなった。そ

⁵ 2009.2.27 「県立高共学化 賛成減った」『朝日新聞』（朝刊）による。

の後の共学化政策は、県が2010年に「県立高校の再編整備案」を策定し、男女共学化を推進することを示した。しかし、一度統合を見送ったことが影響してか、要望書が5つの県立男子高から提出されるなど、拠点校存続を求める声はやまなかった。現在、2012年度から2021年度にかけて取り組む「高校教育改革推進計画」がまとめられ、改めて県民の理解を得ながら、男女共学を推進することが示されている。

群馬県と同じく、公立の別学校を残す栃木県と埼玉県では、両県教委とも男女共学化に対しては慎重な対応をとった。

栃木県の場合は、2005年に新たな県立高校再編計画が示され、学校や地域の理解と協力を得ながら、共学化を推進することを明記している。2005年度から前期計画がスタートし、2009年度から2013年度まで後期計画が実行された。そして、実行計画後の現状では、男子のみの高校が6校、女子のみの学校が9校残されている。

表 2-5 県立高校再編前期実行計画

| 項目 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
|------|------|-----------------|-------------------|----------------------|------|
| 男女共学 | | 小南城南高 小山高(普) | 足利西高 (足利商高と統合) | 鳥山高 鳥山女子高 →鳥山高 | |

表 2-6 県立高校再編後期実行計画

| 項目 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|------|-------|--------------|------|------|------|
| 男女共学 | 宇都宮東高 | 佐野高 佐野女子高 | | | |

※宇都宮東高、佐野高は、中高一貫教育校の中学生が高校に進学する年度に共学化

出所：栃木県 HP

一方、埼玉県では、2002年に県教委が中学校長を対象に実施したアンケートによると、「当面は現状維持」が80%を超えた。また、別学維持の署名が27万人分集まるなど、県民の意思は別学を残す方向へと強さみせた。これに対して、県高等学校教職員組合（埼高教）と子どもと教育・文化を守る埼玉県民会議からは、すみやかに共学化を推進するよう求める声明も県教委に寄せられたが、県教委は当面別学を維持する姿勢を変えなかった。2013年度の埼玉県における男女別高校は、男子のみの学校が2校、女子のみの学校が6校残されている。

2-3-3 制度上の共学化高校

県立高校の男女共学化を進める中で、制度上男女共学としたものの、実質男女別高校として現在に至っている学校もある。これらの学校は男子高・女子高とは制度上あつかわれ

ておらず、すべての公立高校を共学化した山形県や茨城県に設立されている。たとえば、山形県立山形西高校（女子のみの学校）や茨城県立日立第二高等学校（女子のみの学校）などが当てはまる。これらの学校は早い段階で共学校として校名を改称しているものの、その後の入学者は女子のみ、男子のみの状態が続いている。したがって、その学校が置かれている県や地域からは、実質男子高・女子高として認識されている。このような状態が続く理由として、古くから地域に男子高・女子高として受け入れられていることや、学校施設に女子・男子を受け入れる設備が整っていないことなどがあげられる。

2-4 男女平等教育への取り組みと批判

1970年代以降から現在に至るまで学校教育に対する男女平等の推進や男女の教育機会均等を求めて、女性運動や教育運動が声を上げてきた。学校には今日まで脈々と受け継がれてきた「日本の伝統や美風」によって正当化されてしまう、「男女別・男子優先」という慣習を取り払う必要があるとして、ジェンダーを中心とする様々な視点から教育の改革を行っていくことが推奨されたのである。核家族化が進み、男女の固定的な性別役割分担の見直しが迫られたことから考えても、こうした方向は当然であろう。男女平等教育に関する議論から、近年では「ジェンダー・フリー教育」、つまり、ジェンダーにとらわれず、ジェンダーの公正と公平をめざす教育の実現へと進展している。いまだに議論がし尽されていないという見方もあるが、この議論の広がりには当然男女別学校の共学化の検討にも大きく影響した。ここでは、男女平等教育（ジェンダー・フリー教育）に関する取り組みとそれに対する批判的意見として代表的なものをいくつか取り上げる。そのうえで、近年の男女観の変化がどのように進んできたのかを明らかにしたい。

2-4-1 家庭科の男女共修化

家庭科は、1947年の『学習指導要領 家庭科編（試案）』に基づいて、小学校では同年4月から男女ともに必修となり、中学校では職業科の中の5科目（農業、商業、工業、水産、家庭）の1つとして設けられ、その中から選択必修することとされた。さらに、『学習指導要領 家庭科編 高等学校用』には、家庭科の目的が次のように述べられている。「この教科の最終目的は、家庭生活の理解と価値認識が養われ、その結果、人がますますよい家庭人となり、社会人となることであろう。これは男女にひとしく必要なことであるが、特に女子はその将来の生活の要求にもとづき、いっそう深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも14単位必修させることが望ましい。」

ここからもわかるように、家庭科は女子にとって必要な教科であることが強調されていた。その後、高度経済成長期を背景とする学習指導要領の改変により、家庭科は男女特性論、性別役割分業をさらに強調するものとなった。男女共学が定着化する一方で、男女の特性に配慮すべきであるという指導理念から家庭科をはじめとして、社会科や道徳、体育などの各教科の中でジェンダー秩序の形成を強化していったのである。

こうした時代背景から、家庭科の男女別教育が実施されていたが、1985年の男女別カリキュラム規定を禁止する条項を盛り込んだ撤廃条約の批准により、男女平等教育の実現へ向けた改革が進められた。そして、1989年の学習指導要領から、中学校の技術・家庭科、高校の家庭科を男女共修とし、保健体育などにみられた男女別規定もすべて排除されたのである。特に高校でスタートした共修「家庭一般」は高校生の性別役割意識を大きく変化させる要素をもっていた。しかし、家庭科は男女が学ぶものであると当然視されるまでには時間を要した。今まで教え続けられてきた性別役割分業観は、教員をはじめとする社会全体に浸透していたため、その世代交代が進まぬうちは、男子の家庭科は「お手伝い論」として扱われてしまうこともしばしばあったのである。現在では、男女間に教育内容の差別があったことを知らない世代へと学校教育が受け継がれ、家庭科へのイメージは刻々と変化している。その一方、料理は女子が得意という認識が、今もなお家庭科から強く感じられるのも確かである。

2-4-2 隠れたカリキュラムによるジェンダーの再生産

戦後の教育に男女平等が求められる中、目に見えて生徒を性別役割分業的なカリキュラムで教えるという構造は、家庭科の共修化を中心に徐々に改善されてきた。しかし、女性の社会的自立につながる教育を行う努力がなされる一方、学校ではジェンダーをつくりだし、あるいは再生産しているのではないかという指摘がなされるようになった。学校生活の中で、男女に分かれて行動する場面は多くある。その中で、「男だから」「女だから」という理由でクラスの係を割り振られたり、取り組む内容に差があったりした経験を持つ人は多くいるはずである。このような問題意識は、1970年代からの実践を通じての指摘から続き、1990年代以降は学校がジェンダーをうみだす仕組みである「隠れたカリキュラム」についての研究が行われるようになった。「隠れたカリキュラム」とは、「学習過程や学校生活を通じて無自覚・無意識のうちに子どもに知識や価値を伝達している」(村松, 2009:5)カリキュラムのことである。その多くは教員から子どもに無意識のうちに伝達され、結果的に子どもたちが学び取っている。したがって、「隠れたカリキュラム」を認識し、子どもたちの公正・公平なジェンダー観を育てることが、ジェンダー・フリーにとって必要不可欠なのである。そして、「隠れたカリキュラム」によるジェンダーの伝達の仕方には、次の3つがあげられる。

1つ目が、教員が無自覚にジェンダーを再生産する場合である。例をあげると、男女別名簿や係の性別役割分業などである。ジェンダーについて教師が認識せずに男女の区別を行う場合、不必要な男女二分法をしてしまうことがあるのだ。2つ目が、教員が意図的にジェンダーを利用する場合である。クラスで騒ぐ男子生徒と落ち着いたお姉さんタイプの女子生徒を組ませたり、グループ学習の際、作業を進めるのが男子でその記録や後始末を女子が担当させたりと、ある意味性別役割分業をあてにしている教員もいるのではないだろうか。最後に3つ目が、学校が積極的にジェンダーを利用し、再生産する場合である。

家庭での子どもの教育を学校は母親を想定したり、現在では変化しつつあるが、PTA の活動も母親が日中家にいることを想定したシステムになっていたりすることが当てはまるだろう。

このように学校は、男性が職場で働き、女性は家庭でそれを支えるという、企業がつくりだした社会構造をジェンダー構造として継承しているのである。学校のあらゆるところで無意識のうちに働いている「隠れたカリキュラム」は、それを意識することで学校に大きな変化をもたらすものである。その変化は、教育を受ける子どもには当然あらわれるものだが、むしろ教員にこそ大きな変化をもたらすものだろう。

2-4-3 男女混合名簿の使用

学校生活の中で時として、生徒を男女別集団にまとめるとき、男子が優先されることがある。このような学校のジェンダー形成の例の代表的なものとして、男子を先に並べる男女別名簿があげられる。これまで多くの学校の名簿が慣習的に男女別名簿の中で男子を先に、女子をそのあとに書いていた。しかし、これに疑問を投げかける声があつたのである。男子優先型の出席簿は、児童や生徒に無意識のうちに男女差別を植え付けてしまうとして、各地で改善を求める声が相次いだのである。まさしく、学校教育におけるジェンダーの再生産が行われているものであるという意見である。学校におけるこれを受けて、1989年に堺市教育委員会が初めて市全体で男女混合名簿を統一させる取り組みを行うことを決定した。この名簿の導入について、当時の堺市教育委員会学校指導課長である中野守国は、「これだけで男女差別が解消できる訳ではないが、子どもたち自身にとっても平等意識を確かにつかむ大きなきっかけになるのではないかと述べている⁶。この指摘の通り、男女差別の意識が変化するには、社会全体の大きな働きかけが必要である。しかし、そのきっかけとしての男女混合名簿はすべての学校に即座に導入されたわけではなかった。そもそも、男女別の名簿に男女差別の意識があつたのかどうかという点で判断が揺らぐことが多かったのではないだろうか。

2-4-4 ジェンダー・フリー教育へのバッシング

これまでまとめた男女平等教育、ジェンダー・フリー教育をめざす取り組みは、これまで学校が再生産してきたジェンダーからの解放を目指して行われた。基本的にその立場は、男女の特性（生物学的機能の性差に由来する社会的役割の違い）を前提とせずに、男女平等を実現しようとするものである。この立場から考えると、「男らしさ」や「女らしさ」は社会的・文化的に強制されるものであり、これを否定するとなると、その根本となる社会的役割や性差は差別としてとらえるのである。

このような考えのもと行われてきたジェンダー・フリー教育ではあるが、その考え方が学校に取り入れられる一方で、一部の過激さに違和感を覚えるという意見もあがるように

⁶ 1989.7.11 「出席簿も男女平等」『朝日新聞』（朝刊）による。

なった。男女はどちらも「～さん」で呼ばなければならない、男女ペアで行う体育、男女混合名簿の使用など、これまで当たり前とされてきた男女の区別がすべて問題化され、対策が取られた。これに対して、特に教師や今まで教育を受けてきた大人からすると、言うなればカルチャーショックのような感覚を受けざるを得ないだろう。

そして、その感覚に裏付けされるようにジェンダー・フリー教育は行き過ぎた教育改革であるとする批判的立場からの言説として、日本が続けてきた「性差教育」への認識を改めるべきだという指摘がされた。性差教育は学習指導要領に「適切に示されている」(保泉, 2007:47) ことであり、「正しい性差教育は、我が国の教育現場ではとうの昔から行われている」(同上:48) のである。したがって、ジェンダー・フリー教育は戦後教育をとおしてずっと行われていた性差教育をゆがめるものなのだ。ジェンダー・フリー推進派は、「男らしさ」や「女らしさ」はすべて、社会的・文化的に形成されたジェンダーであり、もともと男女には子育てから仕事の職種に至るまで、男女の適性などというものは存在しないという主張である。しかし、脳科学の見地から幼児期にも情動や脳の男女差があることが判明しており、あくまで性差教育はその男女差に則って行われていると解釈できるのである。

学習指導要領は、戦後の家庭科の共修化、学校文化や教科書の中のジェンダー・バイアスの撤廃、男女平等教育・ジェンダー・フリー教育など、様々な名目のもとカリキュラムを編成してきた。しかし、その中で一貫して「性差教育」、「特性教育」は引き継がれ続けた。だからこそ、その「性差」を問い直すジェンダーの視点との議論が必要であり、それに基づいた教育体制の確立が重要なのである。現在もなお、学校教育のシステムとして「性差」が強調されていることから、再度議論の対象とされるだろう。

3章 なぜ男女別学は存続するのか

3-1 受け継がれる「伝統」と「校風」

現存する県立高校の男女別学校は、旧制中学校や高等女学校からの長い歴史を持つものがほとんどである。その歴史の中で培われてきた「伝統」や「校風」は、共学化が議論される際、必ずと言っていいほど議論の^{まじり}的となるものである。しかし、いくら伝統的とはいえ、現在の女子高でかつてのように良妻賢母の育成を目指した教育方針を掲げるところはない。時代は変わり、男子高・女子高とも実質的な知識を身に付けた、社会人としてふさわしい人材の育成が目標となっている。では、現在においてもことさらに強調される男子高、女子高の特徴は、どのように受け継がれているのか。ここでは、各校の校訓や学校行事の比較を通して、断片的ではあるが、その「伝統」や「校風」がどのようなものなのかを考察する。

3-1-1 校訓にみる男女別学校の「校風」

まず、男女別学校における「校風」について考察する。その手段の1つとして、今回は男女別学校で掲げられている「校訓」を調査し、各校でどのような校訓が使用され、どのような意味が込められているのかについて、その傾向を分析する。校訓にはその1つひとつに多くの意味が込められており、生徒は、3年間を通して指導される際や学校の方針を表す際に頻繁に耳にするものである。そして、定められた校訓のほとんどが、その学校の設立当時に定められており、現在の学校教育の指針となっている。

対象とする高校は、現在、公立学校の男女別学校が多く残されている埼玉、群馬、栃木県の県立高校のうち、2013年度の時点で全日制の課程に在籍する生徒が男子のみ、女子のみの高校とする⁷。この基準にしたがって、各校の校訓を比較すると、表3-1のような結果が得られた。さらに、表3-2、表3-3では、男子高・女子高それぞれの校訓を、意味が類似しているものを中心に分類した。

それぞれの表をみると、男子高では「文武両道」と「質実剛健」の2つに多くの学校の校訓が集中している。心身のたくましさや、学問をはじめとする秀でた能力、自主性を追求させるような校訓が多いことがわかる。それに対して、女子高の校訓は、語彙や表現が多岐にわたり、男子高の校訓には見られない「気品」や「清楚」といった語彙が多くなっている。系統ごとに見ても、「気品」につながる校訓がもっとも多く、続いて人としてのやさしさや明るさを表す校訓が多くなっている。さらに、どちらの高校にも、自立や精神面の豊かさを目指す校訓がみられる。上位の校訓からは、「男らしさ」や「女らしさ」を感じとれる一方、どちらも社会人として必要な力である、自律や豊かな心の育成を掲げているということが読み取れる。このように、男子高・女子高では、ジェンダーに合わせた生徒

⁷ 全日制課程が男女別である高校の中で、定時制課程が共学となっている高校も、今回の考察対象とする。

像が掲げられており、それは現在の教育方針として受け継がれてきているのである。

表 3-1 男子高・女子高の校訓

| 県 | 高校名 | 男女高 | 校訓 |
|-----|------------|-----|---------------------------------------------------|
| 栃木県 | 宇都宮高等学校 | 男 | 和敬信愛・質実剛健・自立自治・進取究明 |
| | 宇都宮女子高等学校 | 女 | 強健実践・自主創造・温雅清純・至誠敬愛・報恩奉仕 |
| | 宇都宮中央高等学校 | 女 | 清純・情熱・進取 |
| | 栃木高等学校 | 男 | 独立自尊・和信敬愛・進取創造・質実剛健 |
| | 栃木女子高等学校 | 女 | — |
| | 足利高等学校 | 男 | 質実剛健・文武両道 |
| | 足利女子高等学校 | 女 | 文武両道 |
| | 真岡高等学校 | 男 | 文武両道・至誠 |
| | 真岡女子高等学校 | 女 | 強く、聡く、美(うるわ)しく |
| | 大田原高等学校 | 男 | 質素堅実 |
| | 大田原女子高等学校 | 女 | 学びつつ 品位を高め ともに働く |
| 群馬県 | 前橋高等学校 | 男 | 質実剛健・気宇雄大 |
| | 前橋女子高等学校 | 女 | 賢く・明るく・強く・気高く |
| | 高崎高等学校 | 男 | 3F精神(Fighting Spirit, Fair Play, Friendship)・文武両道 |
| | 高崎女子高等学校 | 女 | 向学叡智・清楚品位・明朗闊達 |
| | 桐生女子高等学校 | 女 | — |
| | 太田高等学校 | 男 | 文武両道・質実剛健 |
| | 太田女子高等学校 | 女 | 自律博愛 |
| | 沼田高等学校 | 男 | 文武両道 |
| | 沼田女子高等学校 | 女 | — |
| | 館林高等学校 | 男 | — |
| | 館林女子高等学校 | 女 | 自律自治・温雅健康・敬愛親和 |
| | 渋川高等学校 | 男 | 質実剛健・堅忍持久 |
| | 渋川女子高等学校 | 女 | 道理と真理へのたしかなあゆみ 勤労と趣味へのゆたかないとなみ |
| | 富岡高等学校 | 男 | 清く明るく・広く優しく・強く正しく |
| | 富岡東高等学校 | 女 | 学力向上・自主自立・人品雅致(ひとがらすぐれふぜいあり) |
| | 吾妻高等学校 | 女 | 誠実・希望・愛智 |
| 埼玉県 | 浦和高等学校 | 男 | 尚文昌武 |
| | 浦和第一女子高等学校 | 女 | 清潔・明朗・聡明・協同・敬愛 |
| | 春日部高等学校 | 男 | 質実剛健・文武両道 |
| | 春日部女子高等学校 | 女 | 学び・務め |
| | 川越高等学校 | 男 | 不易・流行・向上 |
| | 川越女子高等学校 | 女 | 自主・自律の精神 |
| | 久喜高等学校 | 女 | — |
| | 熊谷高等学校 | 男 | 質実剛健・文武両道・自由と自治 |
| | 熊谷女子高等学校 | 女 | かざさん花の冠を |
| | 鴻巣女子高等学校 | 女 | — |
| | 松山高等学校 | 男 | 文武不岐 |
| | 松山女子高等学校 | 女 | 凜として輝く |

各校 HP より筆者作成

表 3-2 校訓の傾向（男子高）

| 系統(計) | 校訓 | 高校数 |
|---------|-------|-----|
| 文武両道(9) | 文武両道 | 7 |
| | 尚文昌武 | 1 |
| | 文武不岐 | 1 |
| 質実剛健(8) | 質実剛健 | 8 |
| 自主(3) | 自立自治 | 1 |
| | 独立自尊 | 1 |
| | 自由と自治 | 1 |
| 精神(3) | 和敬信愛 | 1 |
| | 和信敬愛 | 1 |
| | 至誠 | 1 |
| 探究(2) | 進取究明 | 1 |
| | 進取創造 | 1 |
| その他(10) | | 10 |

表 3-3 校訓の傾向（女子高）

| 系統(計) | 校訓 | 高校数 |
|---------|----------------|-----|
| 気品(10) | 温雅清純 | 1 |
| | 清純 | 1 |
| | 美(うるわ)しく | 1 |
| | 気高く | 1 |
| | 清楚品位 | 1 |
| | 清潔 | 1 |
| | 凜として輝く | 1 |
| | 学びつつ 品位を高め ともに | 1 |
| | 温雅健康 | 1 |
| | 人品雅致 | 1 |
| 精神(6) | 至誠敬愛 | 1 |
| | 情熱 | 1 |
| | 敬愛親和 | 1 |
| | 誠実 | 1 |
| | 報恩奉仕 敬愛 | 1 |
| 自主(5) | 自主創造 | 1 |
| | 自立博愛 | 1 |
| | 自立自治 | 1 |
| | 自主自立 | 1 |
| | 自主・自律の精 | 1 |
| 明朗(3) | 明るく | 1 |
| | 明朗闊達 | 1 |
| | 明朗 | 1 |
| その他(18) | | 18 |

各校 HP より筆者作成

3-1-2 伝統行事のもつ閉鎖性

「男子校らしさ」、「女子校らしさ」が色濃く表れる機会として、年間行事がある。別学校に限らず、多くの高校で文化祭や体育祭、合唱コンクール、鑑賞会など、さまざまな年間行事が行われ、それぞれの学校のカラーが発揮される機会となっている。特に、男子高・女子高で行われる伝統的年間行事には、他校からはなかなか理解されないであろう「勢い」や、「男子、女子ならでは」の文化がある。そして、これらの行事から再生産されるジェンダー観は、別学校特有の集团的まとまりを強固にすると同時に、閉鎖性をもたらしている。

3-1-2-1 男子高の伝統行事

まず、男子高で積極的に行われる行事の例として、マラソン大会と定期対抗戦があげられる。マラソン大会は、共学高や女子高でも行われている行事であるが、男子高の場合の

特徴は、比較的長距離で行われることである。具体的には、栃木県立栃木高等学校の「31km 耐久レース」や、栃木県立大田原高等学校の「85km 強歩」、埼玉県熊谷高等学校の「40km ハイク」などがあげられる。精神的にも肉体的にも厳しいこれらのレースは、生徒の大きな感動を呼ぶ一方、地域住民や保護者の協力によっても成り立っており、恒例行事として定着している。もう1つの例としてあげた定期対抗戦は、男

子高同士で定期的で開催されるスポーツ対抗戦のことである。群馬県では、前橋高校対高崎高校や、渋川高校対沼田高校の定期戦が行われている。さらに、群馬県の太田高校と栃木県の足利高校は、地理的にも歴史的にも関連が深いことから、対抗戦が行われている。これらの高校は、互いに掲げる校風が似たような性格をもつため、学業やスポーツにおいて競い合う意味が大きい。近隣の別学校同士という連帯感と愛校心とのぶつかり合いによって、伝統行事は白熱したものとなっている。

3-1-2-2 女子高の伝統行事

次に、女子高で積極的に行われている行事の例として、ダンス発表会や百人一首があげられる。これらの行事は、男子高では行われているところが極端に少なく、女子高を象徴する行事と言える。

ダンス発表会は、クラス単位で創作ダンスを作成し、練習したものを発表するものがスタンダードである。中には、宇都宮女子高等学校の「宇女高体操」や真岡女子高等学校の「集団演舞」など、独自の行事として発展しているものもある。かつて、体育科のカリキュラムが、男子は武道、女子はダンスと分かれていたように、今でも女子高ではダンス発表会がクラス（女子）のまとまりを表現する場となっている。一方、百人一首は、文化的行事として

女子高で取り入れられている。もともと女性に人気の百人一首であるが、近年は競技かるたを題材とした少女マンガである『ちはやふる』の影響で、女子高生からの人気もさらに

図 3-1 男子高対抗戦



出所：栃木県立足利高等学校 HP

図 3-2 集団演舞「荒城の月」



出所：栃木県立真岡女子高等学校 HP

高まっている。力は必要としないものの、長い時間にわたる集中力と歌に関する知識が必要とされるため、クラス対抗戦をひかえた女子高では、練習が行われる。

このように、女子のみだからこそ質の高いものを目指せる行事や、他校ではなかなか身に付かない教養を得ることができる行事が活発に行われている。これは、女子校らしさを形作る要素となり、さらに、他校との文化的差異を感じさせる要因にもなっている。

3-2 男女別学の支持層

独自の閉鎖性をもつと考えられる東北・北関東地方の男女別高校であるが、これは男女別学の支持層が固定的であり、絶えないことと関連している。歴史的背景から、男女別学校は現在まで脈々と受け継がれ、その中で特性論を再生産し続けた側面がある。そして、伝統ある進学校としての母校を保つことは、その教育を受けた卒業生によって果たされてきたのである。つまり、男女共学化に反対する人々の多くは、対象となっている男女別学校を卒業した中流家庭以上の人々である。男女別学校は、その地域の伝統校であると同時に、そのほとんどが進学校である。したがって、必然的に男女別高校の支持層は、これらの学校の教育を支持している中流家庭以上のなかで、生産され続けているのである。

3-3 男女共学化はなぜ停滞するのか

現在存続する男女別学校は、そのほとんどが私立校である。しかし、前章で述べたように、東北・北関東地方には公立の男女別学校が比較的多く残されている。その高校が受け継がれてきたのは、地方の中で根強い支持があったからこそである。では、これらの地方で人々が男女別学を支持した理由にはどのようなものがあるのだろうか。そして、なぜ共学化議論は難航するのだろうか。ここでは、男女共学化について各県で行われたアンケートや交わされた議論の記録をもとに、その主な観点を取り上げ、どのような視点から男女別学、男女共学が議論されているのかについて考察する。そして、それらの観点を踏まえたうえで、男女共学化が停滞する要因を明らかにする。

3-3-1 共学反対派の意見

男女別学を支持するのは、現存する男子校、女子校の同窓会に所属するOB・OGが中心となる。また、中高に通う生徒をもつ保護者や教員、別学校に通う生徒も、一部ではあるがその支持層となっている。これらの人々が男女別学を支持する理由には、以下のような観点がある。

①男女の特性に応じた教育を行うことができる

男女には生まれ持った性差があり、その特性によって、男女の得意・不得意や興味関心、職業選択にまでも差が見られる。男女別学の利点は、このような成熟のスピードに合わせた教育や、「男らしさ」、「女らしさ」に基づいた教育を行うことができることにある。

②受け継がれてきた伝統と校風を残すべきである

男女別学校を存続させるべきだという意見の中でも特に根強い意見である。現存する男女別学校のほとんどが、旧制中学校時代から続く、歴史や伝統のある高校である。それと同時に進学校としての実績もある。共学化されると、これまで受け継がれてきた「男子校らしさ」や「女子校らしさ」が失われ、今までの伝統的な教育方針や校風がなくなってしまうということが考えられるのである。特に女子高は、「〇〇女子高等学校」という学校名の改称が必要となり、「母校が失われる」という感覚がなおさら強い。また、学力も低下してしまうのではないかと懸念もあり、進学実績をもつこれらの学校を卒業した同窓会のメンバーからは、反対意見が絶えないのである。

③異性の目を気にせず、男女がのびのびと生活できる

男女別学を選択する理由の中には、あえて男子のみ、女子のみの環境を求めて入学する生徒がいる。これは特に女子校へ進学した生徒から多く聞かれる意見である。具体的な例として、女子生徒からは、「異性の目が気になるから」や「男子が苦手だから」という意見が多いのである。また、保護者や地域の人々からは「女子のリーダーシップが育成される」という観点もあげられている。一方、男子校に通う生徒からは、女子校の生徒から比べると、共学化に対してあまり否定的な意見が出されない傾向にある⁸。

④県財政が困難な中で、十分な施設の改築が行えない

共学化に際して、必須なのが学校施設の整備である。男子校、女子校ともトイレや更衣室など、校舎の整備に費用が掛かる。特に女子校が共学化する場合には、グラウンドや武道場などが十分な広さを確保されていないことが多い。そのため、女子校が共学化するためには、改築費用が多く掛かるのである。実際に、制度上共学とされている男女別学校では、設備の問題から男子・女子を受け入れられないという側面がある。

⑤選択肢として男女別学は残すべきである

現在、公立の男女別学校は高校全体の数に対して約 1%にしか満たない。ほとんどの公立高校が共学となる中、別学を選択する自由が保障されるべきでないかという意見があげられている。特色ある学校づくりが必要とされている面から考えると、すべての公立高校を共学化してしまうことは、高校の特色が失われてしまう。したがって、生徒に共学と別学という 2つの選択肢を残すことが重要なのである。

3-3-2 共学賛成派の意見

男女別学を支持する意見に対して、男女共学化を目指す人々は、学校関係者や地域住民、県外出身者などが中心となり、共学化を求める意見を発信している。その意見をまとめると、以下のような観点となる。

①男女が協力し合い、互いを理解し尊重する姿勢を身につけることができる

⁸ 2009.12.19 「第 2 回群馬県高校教育改革検討委員会 委員等の発言内容」(群馬県 HP) による。

男女が分け隔てなく学校で学習することで、男子は女子を、女子は男子を理解することができる。このような機会を積極的に持てるのが共学の良さであり、お互いに刺激を受けながら成長できるのである。

②男女共同参画社会の実現のために、公立高校は共学であるべきである

近年の公立高校の男女共学化を後押しした、代表的な意見である。県立の男女別高校は戦後も男女特性論を生産し続ける温床となっており、男女共同参画社会を実現させるという国や県の方針と矛盾するものである。また、受験資格に性別があるということは問題なのではないだろうか。

③高校生の時期は、男女のコミュニケーションを取ることを学ぶべきである

男女別学では、異性とのコミュニケーションを取る機会が極端に少なくなる。そのほうが勉強やそのほかの学校生活で余計ないざこざが少なくなり、集中しやすいという考えがある。しかし、それを理由に男女別学がもっとも効果的な学習方法とは言えないのではないだろうか。

④社会に出る前のステップとして、男女が共に活動することは当たり前である

社会では、男性も女性も同じ職場で共に働いている。もちろん、男性のみ、女性のみ職場もあるだろうが、多くの場合は男女が共に働く環境に身を置くだろう。学校は、これからそんな社会に出ていく子どもたちにとって必要な力を身につける場である。したがって、高校も男女で協力して取り組めるような環境で過ごすことが当たり前であり、「普通」なのである。

3-3-3 共学反対派が内包する意識

上記の共学反対派の意見を踏まえ、改めて共学化議論の論点を整理すると、男女別学が支持される背景には、これまで受け継がれてきた「伝統」や「校風」に内包された別学校の「エリート校」⁹としての志向が垣間見える。

東北・北関東地方で男女別学が続けられている高校は、新制高校の設立時に、共学化による伝統や校風の喪失を避けるために、地域から反対運動がおこったことから現在まで受け継がれてきた。戦後の共学化議論に用いられた、「伝統」という言葉は、男女別学という教育体制の中で、現在の高校の姿まで受け継がれている。この当時、「伝統」に含まれていた意味は、性別役割分業観や特性論など、古典的なジェンダーを象徴するものであり、地域レベルでは男女で教育目的の異なる教育を行っていくことが合理的であるという保守的意識から生まれていた。しかし、今日使用される「伝統」という言葉に内包された意味は、古典的ジェンダー観による意味合いだけではなくなっている。そこには、進学校として確固たる地位を保っている別学校がもつ「ブランド力」が後押ししている、「特色ある学校」という意味が加えられていると考えられる。男女別学校がもつ「男子校らしさ」や「女子

⁹ 本論文における「エリート校」とは、「地域のエリート人材を輩出する機能を担う」（亀田，2004:71）学校という定義で使用する。

校らしさ」は、たしかに古典的なジェンダー観を色濃く残してきたが、それと同時にエリート校としての存在意義が与えられてきた。したがって、反対派を構成する人々の「伝統や校風を守るべきだ」という意見は、男女別学校、つまり「エリート校」へのテコ入れは、「特色ある学校」の「伝統」を脅かすものであるという意見へと転化されているのである。

3-3-4 論点はどこにあるのか

上記のような内包された意識を踏まえると、共学化賛成派と反対派の意見の対立の背景には、議論の観点の段階に差が存在していると考えられる。

反対派の主な主張にある「伝統」や「校風」を守ることは、それを維持することが許された「エリート校」の特権であった。この特権にメスが入れたのが、男女共同参画社会を目指す、現代の共学化議論である。この点において、公立高校の共学化の目的は、男女別学のもとで「特性教育」が形を変えつつ再生産されていることへの指摘と、黙認されてきた社会構造への挑戦である。しかし、このような「エリート校」をどう変えていくかという問題は、政治的・社会的論点を多分に含んでいるのである。政治的・社会的視点が共学化議論に含まれていることは、男女共学化の推進にとって大きなマイナスである。なぜなら、議論の舞台となる県議会や教育委員会などの地方行政には、「エリート校」から輩出された反対派支持層が比較的多く在籍しているからである。東北・北関東地方の男女別学校が進学校に偏っていることから、「エリート校」としての意識が今日まで再生産され、地方で支えられ続けたことが、論点の進化を防いでいる1つの要因である。

こうした反対派から出される意見の根強さからは、歴史や伝統の力の大きさと根深さを感じることができる。しかし、この根深さのため、共学化賛成派の意見との議論となると、そこに両者の観点到にズレが生じているのではないだろうか。共学化が各地で急がれている理由には、前章で指摘したような少子化の進行と男女共同参画社会の実現という2つの要因がある。この立場から発せられる賛成派の意見の観点は、男女の特性は相補的で平等なものであり、そのうえで男女が共に学び、それぞれの個性を生かし、互いに人格を尊重し合える環境が必要であるということである。特に、男女共同参画社会へ向けた取り組みとして扱われる共学化は、「手段」として用いられがちであるが、観点の根本は男女平等教育の実現という、極めて高次なところにある。しかし、現状は、生徒、保護者、教員、教育委員会、県議会、地域住民など、それぞれの立場から違った観点で意見が寄せられている。男女の特性観について述べる者がいれば、一方で生徒への教育効果や男女平等社会の在り方について述べる者がいる。人々の意見に織り込まれるジェンダー観や教育への意識を1つひとつ読み解いて議論することは、大変な労力を要することである。このような労力を使うことは、本来避けなければならないことであるが、現状の議論ではこの差を埋める試みがなされていないのである。その結果として、ジェンダー視点を抜きにして語ることでできない男女共学化議論は、停滞してしまうのである。このように、共学化について議論する際のジェンダー視点の段階に、差が生じていることが、共学化の足かせになっている

のである。

4. 総括

本論文では、全国的に男女別学校が減少傾向にある中、東北・北関東地方に残る男女別学公立高校に焦点を当て、男女別学がなぜ支持され、存続し続けているのかについて考察した。この疑問にせまる過程で考察した内容は、日本の教育制度の共学化過程とそれにかかわるジェンダー観である。

第1章では、近代教育制度の成り立ちからその確立までの過程でおこった、教育制度の変化による女子教育の発展を追った。さらに、日本の儒教思想と男女別学の関連性から、性別役割意識、男女特性論を中心とした男女観の固定化についてと、大正期に始まる男女共学論の分析を行った。日本人特有のジェンダー観は、女子教育の発展を著しく阻害するものであった。そして、ジェンダー観は近代教育制度の成立とともに変化したものの、性別役割意識や男女特性論へと継承され、男女共学化は困難を極めていた。しかし、社会情勢の変化は、ジェンダーの継承と同時に、新たな教育運動の機会も創り出した。1920年代の新教育運動から、戦後の日本の共学化政策の進展に大きな役割を果たした小泉らの「男女共学論」は、男女の性差を認めたとすえ、共学化の効果を論じる新たな視点であった。

第2章では、戦後の共学化政策のスタートから、男女別学校が減少し、東北・北関東の男女別学校が黙認されていく歴史的背景をまとめた。戦後は、遅れていた女子教育を「男子並み」にすることに重点が置かれていたため、そのための男女別学がとられていた。さらに、戦後も性別役割分業がジェンダー観として根強く残っていたため、共学化が黙認された新制高校が東日本に多かった。これらの学校は、その後のジェンダー・フリー思想による男女共同参画社会へ向けた取り組みの中で、共学化が進められたものの、現在も根強い支持のもと、男女別高校が残されている。

第3章では、前章から見てきた共学化過程とジェンダー観の変容をもとに、現存する男女別学校は、伝統や校風のもとでジェンダー観を再生産し、「エリート校」として支持され続けるシステムが働いていることを明らかにした。さらに、近年の共学化議論の分析を通して、共学化が進まない要因を次のように結論づけた。進学校である男女別高校の伝統がもつ特権によって、「エリート志向」をもつ別学支持層の意見に古典的ジェンダー観が根深く残っていることから、共学化議論に政治的・社会的問題が加えられていることが議論を難航させている。そして、このような立場によるジェンダー観の段階の違いからもたらされる共学化議論の観点の差異が、男女共学化の停滞を招いたのである。結果として、男女別高校は今後しばらくの間、その存在を維持し続けるだろう。

このように、本論文を通して見えてきたことは、ジェンダー・フリー教育への取り組みが1つの役割を終え、あらためて「性差教育」の在り方を問われた今、何を基準に新たな判断を下すべきなのかを見つけられていないということである。日本の教育体制に感じられる困難は、男女平等の進展が遅れている中で、別学に対して、共学の問題点が浮彫りになってきていることである。そして、このような状況を続けてしまうことは避けなければならない。男女共学化は、男女共同参画社会を実現するためのただの「手段」であっては

いけないし、男女別学に対する評価は、古典的なジェンダー観に引きずられてしまっ
てはいけない。男女別学校が残っているのは、これまでの教育の営みの成果である
と同時に、答えが見つからずにいる現代社会の苦悩の現れでもある。男女共学化議
論は、そんな社会の中でより高次元な教育を実現するために行われるべきこと
である。したがって、今とこれからの日本の教育にとって、強いては、子ども
たちにとって、残すべきものは何で、変えていくべきものが何なのかを今後
はさらに議論していかなければならない。今回の研究を通して、このような現
状と議論の様相が見えたはずである。

終章 おわりに

加速する少子化や男女平等参画社会の推進によって、男女別学校の統廃合や共学化が進む中、男女別学を再度評価する流れが生まれている。たしかに、欧米では男女別学が教育効果を上げやすいという面から注目されてきている。その理由は、男女の発達速度の違いに注目すると、それに合わせて教育方法を変えることは、理に適っていると考えられるからである。実際に男女別学を導入した学校が増えているようである。その背景には、アメリカ合衆国で2002年5月に成立したNCLB (No Child Left Behind Act) 法（「落ちこぼれの子をつくらないための初等中等教育法」）の影響がある。NCLB法は、それ以前の法律により規制されていた、公立学校における男女の教育の機会均等に反するものの禁止を改正したものである。これにより、男女別学は、学校や両親にとっての幅広い選択肢の1つとして認められるようになってきている。

一方、日本では、2006年に教育基本法が改正され、戦後の女子教育の機会均等のために規定されていた第5条「男女共学」が、その役目は終えたとの判断によって削除された。たしかに、かつてのような男女による就学率の差はほとんど無くなり、教育の目指す目標は切り替わりつつある。スーパーサイエンスハイスクール (SSH) の指定、フレックス制の導入、中高一貫校など、生徒数が減る中で高校は多様化している。そんな中、新たな男女別学校が誕生しようとしている。2015年から開学予定の鹿児島県立鹿児島県立楠隼中学校・高等学校である。現在校舎の整備中であり、中高一貫の全寮制男子校である。戦後の公立学校の共学化以来、新たにつくられた公立の別学校は1校もない。教育基本法の規定がなくなったことが影響しているのかは定かではないが、少しずつ日本においても変化が訪れようとしていることは間違いないだろう。

今後の共学化議論にも、また新たな流れが生まれるだろう。その新たな権力によって教育が左右されたとしても、その後の学校で学ぶ生徒が楽しく学校生活を送れる環境へと舵をとれるようにしなければならないだろう。

謝辞

本論文を作成するにあたり、ご協力してくださった方々に心より感謝申し上げます。多くの方々から支えていただいたことで、本論文を完成させることができました。また、本論文には私的解釈や、至らない思考から本来の意味とは異なるような表現を使用している箇所が多々あるかと思えます。どうかご了承ください。

そして本論文の作成当初から、ご指導いただいた角一典先生には、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びし、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

【参考文献・参照ページ】

- ・梅村佳代, 2002, 『近世民衆の手習いと往来物』 梓出版社
- ・江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』 勁草書房
- ・江原由美子他, 1989, 『ジェンダーの社会学』 新曜社
- ・木村涼子／古久保さくら, 2008, 『ジェンダーで考える教育の現在』 解放出版社
- ・木村涼子, 1999, 『学校文化とジェンダー』 勁草書房
- ・櫛田眞澄, 2002, 『男女平等教育 今まで、これから』 ドメス出版
- ・小山清子, 2009, 『戦後教育のジェンダー秩序』 勁草書房
- ・小泉郁子, 1931, 『男女共学論』 誠進社
- ・杉浦由美子, 2013, 『女子校力』 PHP 新書
- ・多田建次, 1992, 『学び舎の誕生』 玉川大学出版部
- ・直井道子／村松泰子編, 2009, 『学校教育の中のジェンダー』 日本評論社
- ・中井俊己, 2010, 『なぜ男女別学は子どもを伸ばすのか』 学研新書
- ・日本近代教育史料研究会編, 1995, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録第6巻』 岩波書店
- ・野口援太郎他, 1925, 『教育の世紀』 教育の世紀社
- ・野口援太郎, 1926, 『高等小学校の研究』 帝国教育出版社
- ・橋本紀子, 1992, 『男女共学制の史的研究』 大月書店
- ・藤田英典／黒崎勲／片桐芳雄／佐藤学編, 1999, 『教育学年報7 ジェンダーと教育』 世織書房
- ・保泉孟史, 2007, 『男女混合名簿が教育荒廃の元凶』 郁朋社
- ・マイケル・W・アップル著／浅沼 茂・松下晴彦訳, 1992, 『教育と権力』 日本エディタースクール出版部
- ・三好信浩編, 1993, 『教職科学講座第2巻 日本教育史』 福村出版
- ・望月重信他, 2005, 『教育とジェンダー形成』 ハーベスト社
- ・文部科学省, 1970～2013, 『学校基本調査』 日経印刷
- ・山本彰編, 2006, 『ここがおかしい男女共同参画 暴走する「ジェンダー」と「過激な性教育」』 世界日報社
- ・横須賀薫／千葉透／油谷満天, 2008, 『図説 教育の歴史』 河出書房新社

- ・文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/>
- ・栃木県 HP www.pref.tochigi.lg.jp/
- ・群馬県 HP www.pref.gunma.jp/
- ・山形県 HP www.pref.yamagata.jp/
- ・埼玉県 HP www.pref.saitama.lg.jp/
- ・宮城県 HP www.pref.miyagi.jp/

- ・福島県 HP wwwcms.pref.fukushima.jp/
- ・宇都宮高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/utsunomiya/nc2/
- ・宇都宮女子高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/utsunomiyajoshi/
- ・宇都宮中央高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/utsunomiyachuojoishi/
- ・栃木高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/tochigi/
- ・栃木女子高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/tochigijoshi/nc2/
- ・足利高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/ashikaga/
- ・足利女子高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/ashikagajoshi/
- ・真岡高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/moka/
- ・真岡女子高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/mokajoshi/nc/
- ・大田原高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/otawara/
- ・大田原女子高等学校 HP www.tochigi-edu.ed.jp/otawarajoshi/
- ・前橋高等学校 HP www.maebashi-hs.gsn.ed.jp/
- ・前橋女子高等学校 HP www.maejo-hs.gsn.ed.jp/
- ・高崎高等学校 HP www.takasaki-hs.gsn.ed.jp/
- ・高崎女子高等学校 HP www.takajo-hs.gsn.ed.jp/
- ・桐生女子高等学校 HP www.kirijo-hs.gsn.ed.jp/
- ・太田高等学校 HP www.ota-hs.gsn.ed.jp/
- ・太田女子高等学校 HP www.tajyo-hs.gsn.ed.jp/
- ・沼田高等学校 HP www.numata-hs.gsn.ed.jp/
- ・沼田女子高等学校 HP www.gsn.ed.jp/gakko/kou/numajyo/
- ・館林高等学校 HP www.tateko-hs.gsn.ed.jp/
- ・館林女子高等学校 HP kanjo.main.jp/
- ・渋川高等学校 HP www.sibukawa-hs.gsn.ed.jp/
- ・渋川女子高等学校 HP www.sibujo-hs.gsn.ed.jp/
- ・富岡高等学校 HP www.tomioka-h.fks.ed.jp/
- ・富岡東高等学校 HP www.tomihi-hs.gsn.ed.jp/
- ・吾妻高等学校 HP www.agatuma-hs.gsn.ed.jp/
- ・浦和高等学校 HP www.urawa-h.spec.ed.jp/
- ・浦和第一女子高等学校 HP www.urawaichijo-h.spec.ed.jp/
- ・春日部高等学校 HP www.kasukabe-h.spec.ed.jp/
- ・春日部女子高等学校 HP www.kasujo-h.spec.ed.jp/
- ・川越高等学校 HP www.kawagoe-h.spec.ed.jp/
- ・川越女子高等学校 HP www.kawagoejoshi-h.spec.ed.jp/
- ・久喜高等学校 HP www.kuki-h.spec.ed.jp/
- ・熊谷高等学校 HP www.kumagaya-h.spec.ed.jp/

- 熊谷女子高等学校 HP www.kumajo-h.spec.ed.jp/
- 鴻巣女子高等学校 HP www.koujo-h.spec.ed.jp/
- 松山高等学校 HP www.matsuyama-h.spec.ed.jp/
- 松山女子高等学校 HP <http://www.matsujo-h.spec.ed.jp/>